

第 1 号

(5 月 3 1 日)

議 事 日 程

令和元年 5月31日
午前 9時30分 開会
長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 4号 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 報告第 5号 平成30年度長和町土地開発公社事業会計決算について
- 日程第 5 報告第 6号 平成30年度長和町一般会計繰越明許費について
- 日程第 6 報告第 7号 平成30年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費について
- 日程第 7 報告第 8号 平成30年度長和町観光施設事業特別会計繰越明許費について
- 日程第 8 承認第 1号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認について
(町長提出)
- 日程第 9 承認第 2号 専決処分した長和町介護保険条例の一部を改正する条例の承認について
(町長提出)
- 日程第 10 承認第 3号 専決処分した平成30年度長和町一般会計補正予算(第7号)の承認について
(町長提出)
- 日程第 11 承認第 4号 専決処分した平成30年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)の承認について
(町長提出)
- 日程第 12 承認第 5号 専決処分した平成30年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算(第2号)の承認について
(町長提出)
- 日程第 13 承認第 6号 専決処分した平成30年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の承認について
(町長提出)
- 日程第 14 承認第 7号 専決処分した平成30年度長和町介護保険特別会計補正予算(第5号)の承認について

(町長提出)

日程第 1 5 承認第 8 号 専決処分した平成 3 0 年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付
特別会計補正予算 (第 4 号) の承認について

(町長提出)

日程第 1 6 議案第 3 9 号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

(町長提出)

日程第 1 7 議案第 4 0 号 長和町資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

日程第 1 8 議案第 4 1 号 令和元年度長和町一般会計補正予算 (第 1 号) について

(町長提出)

日程第 1 9 議案第 4 2 号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算
(第 1 号) について

(町長提出)

日程第 2 0 議案第 4 3 号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) につい
て

(町長提出)

日程第 2 1 議案第 4 4 号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算 (第 1 号) につい
て

(町長提出)

日程第 2 2 議案第 4 5 号 平成 3 1 ・ 3 2 年度史跡星糞峠黒曜石原産地遺跡野外展示施設
建設工事請負契約の締結について

(町長提出)

日程第 2 3 議案第 4 6 号 平成 3 1 年度 (平成 3 0 年度繰越) 長和町道の駅エリア大型農
畜産物直売所建設事業建築主体工事請負契約の締結について

(町長提出)

日程第 2 4 議案第 4 7 号 平成 3 1 年度 (平成 3 0 年度繰越) 長和町道の駅エリア大型農
畜産物直売所建設事業機械設備工事請負契約の締結について

(町長提出)

日程第 2 5 陳情第 3 号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転
の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決す
べきとする意見書採択を求める陳情

日程第 2 6 委員会付託について

散 会

令和元年長和町議会6月定例会（第1号）

令和元年5月31日 午前 9時30分開会

出席議員（10名）

| | | | | | |
|----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 佐藤 恵一 | 議員 | 2番 | 渡辺 久人 | 議員 |
| 3番 | 田福 光規 | 議員 | 4番 | 森田 公明 | 議員 |
| 5番 | 宮沢 清治 | 議員 | 6番 | 伊藤 栄雄 | 議員 |
| 7番 | 柳澤 貞司 | 議員 | 8番 | 小川 純夫 | 議員 |
| 9番 | 羽田 公夫 | 議員 | 10番 | 田村 孝浩 | 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|----------|--------|---|--------------|--------|---|
| 町 長 | 羽田 健一郎 | 君 | 副 町 長 | 高見沢 高明 | 君 |
| 教 育 長 | 辰野 登志男 | 君 | 総 務 課 長 | 金山 睦夫 | 君 |
| 企画財政課長 | 藤田 仁史 | 君 | 建設水道課長 | 龍野 正広 | 君 |
| 建設水道課専門幹 | 上野 公一 | 君 | こども健康推進課長 | 長井 剛 | 君 |
| 町民福祉課長 | 藤田 孝 | 君 | 情報広報課長兼会計管理者 | 城内 秀樹 | 君 |
| 産業振興課長 | 藤田 健司 | 君 | 教 育 課 長 | 宮阪 和幸 | 君 |
| 教育課専門幹 | 大竹 幸恵 | 君 | 総務課長補佐 | 小林 義明 | 君 |
| 代表監査委員 | 名倉 俊城 | 君 | | | |

議会事務局出席者

| | | | | | |
|---------|-------|---|---------|-------|---|
| 事 務 局 長 | 中原 良雄 | 君 | 議会事務局書記 | 宮澤 志緒 | 君 |
|---------|-------|---|---------|-------|---|

◎開会の宣告

○議長（田村孝浩君） おはようございます。

定数定刻ともに至りましたので、令和元年6月長和町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田村孝浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名について、会議規則第127条の規定に基づき、議長において5番、宮沢清治議員、9番、羽田公夫議員の両議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（田村孝浩君） 続いて、日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、5月21日開催の議会運営委員会において決定しておりますので、議会事務局長より報告いたします。

中原事務局長。

○事務局長（中原良雄君） それでは、議会日程を申し上げます。お手元の議案書1ページを
ごらんください。

5月21日に開催された議会運営委員会で会期の決定をいたしました。

5月31日、本日、6月定例会の開会でございます。

6月4日、一般質問が5名の議員の方からございます。

6月6日、社会文教常任委員会、6月7日、総務経済常任委員会を開催いたします。

6月13日、議会の再開、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会という運びになっております。

会期は14日間となりますが、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君） ただいま報告のとおり、本定例会の会期を本日5月31日から6月13日までの14日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、本定例会の会期は本日5月31日から6月13日までの14日間と決定をいたしました。

○議長（田村孝浩君）　ここで報告いたします。

本定例会に提出されました案件は、報告第４号から第８号までの報告案５件、承認第１号から第８号までの専決承認案８件、議案第３９号から第４０号の条例改正案２件、議案第４１号から第４４号までの令和元年度補正予算案４件、議案第４５号から第４７号までの契約締結案３件、陳情第３号の１件、合計２３件であります。

これより会議に入ります。

◎日程第３　報告第４号　例月出納検査結果報告

○議長（田村孝浩君）　日程第３　報告第４号　例月出納検査結果について、名倉俊城代表監査委員から報告を求めます。

名倉代表監査委員。

○代表監査委員（名倉俊城君）　おはようございます。

それでは、例月出納検査結果の報告をさせていただきます。議案書の３ページをお開きいただきたいと思っております。

報告第４号

令和元年５月３１日

長　和　町　長　　羽　田　健一郎　様

長和町議会議長　田　村　孝　浩　様

長和町監査委員　名　倉　俊　城

〃　　　　　柳　澤　貞　司

例月出納検査結果報告（平成３０年度４月分）

（平成３１年度４月分）

令和元年５月２３日、平成３０年度４月分及び平成３１年度４月分の例月出納検査を実施した結果を地方自治法第２３５条の２第３項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、別紙御参照いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君）　報告を終わります。

◎日程第４　報告第５号　平成３０年度長和町土地開発公社事業会計決算について

○議長（田村孝浩君）　次に、日程第４　報告第５号　平成３０年度長和町土地開発公社事業会計決算について報告を求めます。

高見沢土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長（高見沢高明君）　おはようございます。それでは、報告をいたします。議案書４－１ページでございます。

平成30年度長和町土地開発公社事業会計の決算につきましては、5月9日開催の理事会において御承認をいただき、地方自治法第243条の3第2項の規定によって報告をするものでございます。

決算の内容につきましては、29年度に立岩落合住宅団地1期13区画、2期4区画、合わせて17区画の宅地造成を行い、30年度中に9区画が販売済みとなっております。現在、1区画が契約待ちとなっておりますので、残り7区画の販売に向けて努力をしているところでございます。

他の造成地の残区画につきましては、有坂団地1区画、細尾団地3区画となっております。この販売に向けましても引き続き注力してまいりたいと考えておりますが、販売のみならず、土地の有効利用もあわせて今後検討をしてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、4-2から4-17までの決算書をごらんください。

以上、報告といたします。

○議長（田村孝浩君） 報告を終わります。

◎日程第5 報告第6号 平成30年度長和町一般会計繰越明許費について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第5 報告第6号 平成30年度長和町一般会計繰越明許費について報告を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） それでは、議案書5-1ページをお願いいたします。

報告第6号 平成30年度長和町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令関係規定により御報告をいたします。

5-2ページをごらんください。

3月議会において御承認をいただきました6件のうち、繰越額を変更するものが1件ございますので、よろしくをお願いいたします。

まず、農業費の2件の地方創生事業でございますが、道の駅エリア再整備活性化事業が国の補正事業ということもあり、3月に交付決定があったことから、関連する道の駅活性化推進事業の既存施設の取り壊しとあわせて繰り越しをしたものでございます。

次に、小学校費の長門小学校及び和田小学校のブロック塀・冷房施設対応臨時特例交付金事業でございます。この事業は、国の補正予算による事業であり、交付決定が遅かったことと、空調機器や電気設備工事の材料及び人員が全国的に不足していたことも重なり、繰り越しとなったものでございます。

なお、和田小学校につきましては、専決の補正予算に計上をさせていただいておりますが、当初、エアコンの室外機を校舎のグラウンド側に設置する計画のところを、外的な影響を受けにくく、景観にも配慮するとの観点から、校舎裏側へ設置するように変更となったために、事

業費を220万円の増額補正及び繰越明許費の補正をさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、社会教育費、和田宿保存整備事業につきましては、歴史的な建造物の保存整備をする事業でございますが、居住している高齢の所有者が体調を崩したことにより、年度内に整備をすることができなかったため、繰り越しをするものでございます。

続きまして、歴史の道中山道保存整備活用事業でございますが、和田峠に道標を設置する事業でございますが、途中の木橋が壊れており、材料等の搬入ができないことから繰り越しをし、今年度、橋の修繕をして事業を実施する予定となっております。

以上の理由により、それぞれ記載の額を次年度に繰り越しといたしました。

報告は以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 報告を終わります。

◎日程第6 報告第7号 平成30年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第6 報告第7号 平成30年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費について報告を求めます。

龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） それでは、議案書6-1ページをごらんください。

報告第7号 平成30年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

6-2ページをお願いいたします。

工事請負費の事業名、平成30・31年度長門水処理センター電気設備工事において、入札不調により設計変更、再積算及び再発注に約3カ月を要したことにより、当初の予定よりおくれが発生、あわせて、予定していた計装機器が製造中止となっており、設計及び機器選定の見直しを行った結果、平成30年度分の完了予定が今年度の7月末となったため、工事請負費の2,000万円を次年度に繰り越しをいたしました。

報告は以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 報告を終わります。

◎日程第7 報告第8号 平成30年度長和町観光施設事業特別会計繰越明許費について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第7 報告第8号 平成30年度長和町観光施設事業特別会計繰越明許費について報告を求めます。

上野建設水道課専門幹。

○建設水道課専門幹（上野公一君） それでは、引き続きまして議案書の7-1ページをごらんください。

報告第8号 平成30年度長和町観光施設事業特別会計繰越明許費につきまして、地方自治法施行令関係規定により御報告をいたします。

7-2ページをお開きください。

平成30年度から策定に着手いたしました、町の別荘地マスタープランの策定事業につきまして、策定のために予定していたオーナー様へのアンケートの実施、マスタープランに関係する団体との調整等に時間がかかり、平成30年度に予定していました業務の完了が見込めなくなったため、コンサルタントへの策定委託料351万円を平成31年度に繰り越したものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（田村孝浩君） 報告を終わります。

◎日程第 8 承認第 1号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認について

(町長提出)

◎日程第 9 承認第 2号 専決処分した長和町介護保険条例の一部を改正する条例の承認について

(町長提出)

◎日程第10 承認第 3号 専決処分した平成30年度長和町一般会計補正予算(第7号)の承認について

(町長提出)

◎日程第11 承認第 4号 専決処分した平成30年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)の承認について

(町長提出)

◎日程第12 承認第 5号 専決処分した平成30年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算(第2号)の承認について

(町長提出)

◎日程第13 承認第 6号 専決処分した平成30年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の承認について

(町長提出)

◎日程第14 承認第 7号 専決処分した平成30年度長和町介護保険特別会計

補正予算（第 5 号）の承認について

（町長提出）

- ◎日程第 1 5 承認第 8 号 専決処分した平成 3 0 年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第 4 号）の承認について

（町長提出）

- ◎日程第 1 6 議案第 3 9 号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

- ◎日程第 1 7 議案第 4 0 号 長和町資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

- ◎日程第 1 8 議案第 4 1 号 令和元年度長和町一般会計補正予算（第 1 号）につ

いて

（町長提出）

- ◎日程第 1 9 議案第 4 2 号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）について

（町長提出）

- ◎日程第 2 0 議案第 4 3 号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

（町長提出）

- ◎日程第 2 1 議案第 4 4 号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について

（町長提出）

- ◎日程第 2 2 議案第 4 5 号 平成 3 1 ・ 3 2 年度史跡星糞峠黒曜石原産地遺跡野外展示施設建設工事請負契約の締結について

（町長提出）

- ◎日程第 2 3 議案第 4 6 号 平成 3 1 年度（平成 3 0 年度繰越）長和町道の駅エリア大型農畜産物直売所建設事業建築主体工事請負契約の締結について

（町長提出）

- ◎日程第 2 4 議案第 4 7 号 平成 3 1 年度（平成 3 0 年度繰越）長和町道の駅エリア大型農畜産物直売所建設事業機械設備工事請負契約の締結について

(町長提出)

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第8 承認第1号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認についてから、日程第24 議案第47号 平成31年度（平成30年度繰越）長和町道の駅エリア大型農畜産物直売所建設事業機械設備工事請負契約の締結についてまでを一括して上程いたします。

全議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 皆さん、おはようございます。山々の緑が日に日に濃くなり、早苗田が広がる季節となりました。

本日ここに、令和元年度最初となります6月定例会を招集いたしましたところ、議員全員の出席を賜り、開会できますことに心より感謝を申し上げる次第であります。

5月といえば爽やかな季節と申し上げたいところでございますが、10日ほど前に鹿児島県南部から関東にかけて大雨となり、その後一転して5月としては記録的な暑さが続くなど、ことしも不安定な天候が心配され、4年連続で避難勧告を発令している当町といたしましても、これから梅雨や台風のシーズンを控え、災害の未然防止を図りながら、万一の際には、その対応に万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

また、このごろは、子供たちを巻き込んだ大変痛ましい事件、事故が立て続けに発生をしております。地域でこういった悲しいことが起きないように、子供たちを見守り、安全な地域づくりを住民の皆様と一緒に進めていかなければならないと思ったところでございます。

さて、今月1日に新天皇陛下が即位をし、新しい元号「令和」が始まりました。即位の礼が華やかな中にも厳粛に行われ、即位に当たっての陛下のお言葉の中にも、国民を思うお気持ちと新しい時代への期待が感じられました。即位されました上皇、上皇后陛下のこれまでの御活動に心から感謝いたしますとともに、新天皇陛下の御活躍を祈っているところでございます。

今議会におきましては、国における元号の使用方針に倣い、令和元年6月議会、また各予算におきましても令和元年度予算とさせていただきます。30年余り続いた平成の時代が終わったわけでありまして、平成17年に誕生した長和町も14年がたとうとしております。

平成の時代は戦争がなかった時代と言われておりますが、このごろ報道されました、国会議員による戦争で問題解決を図るような発言には大変失望いたしました。令和の「和」、長和の「和」をもって、新しい時代も戦争がなく、小さな町や村、そこに住む人々が幸せに生きられる時代になることを願っておるところであります。

4月7日には、長野県県議会議員選挙が行われました。先ごろ開催されました県議会5月臨時会では、議長、副議長、各常任委員会の構成も決まりました。県議会としてもしっかりと長野県の将来を見据えた議論を重ねていていただきたいと期待をしているところです。

残念ながら、依田窪出身の県会議員はいなくなってしまったわけですが、私としては、これ

までも地元上田・小県選出の県会議員の皆さんとはよい関係を築いてまいっており、引き続き新しい県議の皆さんとも太いパイプを持っていきたいと考えております。

また、この夏には参議院議員通常選挙が予定されております。現在でもはっきりした日程が決定していない状況で、事務方も心配しているところですが、この選挙に絡みまして、消費税増税の延期ですとか、衆議院解散総選挙といった報道もなされております。投票権を18歳以上としまして2回目の参議院選挙であります。選挙を政争の具とすることなく、長い選挙期間でもありますので、日本の将来についてしっかりと論戦を交わすことによって、若い方を含めた多くの有権者の判断を仰いでいくべきだと感じているところでございます。

10月には消費税のアップが予定されており、今年度予算の速やかな事業執行、また、プレミアム付商品券の発行といった政府の消費増税の影響緩和対策に取り組んでいるところですが、今月13日に発表されました3月の景気動向指数は6年ぶりに悪化となりました。その後、1から3月期のGDPが予想外のプラスとなりましたが、24日に発表された政府の月例経済報告では、2カ月ぶりに下方修正と、景気の先行きが大変心配されるところであります。

アメリカと中国との貿易摩擦や日本とアメリカとの貿易不均衡の解消など、その行方によっては、すぐにでも当町の製造業に大きな影響が予想され、働き方改革や消費税アップへの対応と重なって、町内商工業への影響が心配されるところです。行政としても、交渉の行方に注目しつつ、少しでも影響が少なくなるよう対応してまいりたいと考えております。

また、地元の重要な経済団体でありますJA信州うえだにおきましては、通常総代会後の臨時理事会において、代表理事組合長に当町出身の真島実氏が就任をいたしました。地元から組合長が選出されたことは大変喜ばしいことでありますし、その手腕を、地域の農業の振興、JAの発展、組合員の皆様の所得向上に発揮していただくとともに、地域経済の振興に、さらには当町の事業にも大いにプラスになると期待をしているところであります。

新年度がスタートいたしまして2カ月が経過をいたしました。平成30年度からの繰越事業も含めまして、鋭意事業執行に取り組んでいるところです。

国の2次補正を受けて繰越事業で計画しました、道の駅に整備します大型農畜産物の直売施設につきましては、本日、建築工事関係契約案件を提案をさせていただき、来年2月の竣工に向けて対応してまいります。

出荷者組合につきましては、JA信州うえだを中心に組織化に向けて取り組んでいただいているところであります。また、新たな施設全体の運営組織につきましても、具体的な人選を含めまして、設立に向け関係者と協議を重ねているところであります。発表できる時が来たならば、議会に報告させていただきますので、もうしばらく見守っていただきますようお願いを申し上げます。

同様に繰越事業として対応をしております、学校等へのエアコン設置につきましては、関係機材や技術者の不足が予想されましたので、早期発注を進めたところですが、エアコン本体以

外の電気設備関係の機材確保に苦慮する事態となっております。本格的な暑さが来るまでに設置できるよう、引き続き努力してまいりたいと思っております。

継続事業であります、鷹山の星糞峠黒曜石原産地遺跡の展示施設建設につきましても、この後、契約案件を御提案をいたしますし、昨年度から進めておりますケーブルテレビ伝送路更新事業につきましても、発注のめどがついてまいりました。

今年度事業であります、認知症高齢者の方を対象とした入居型施設の建設、また、山の子学園新築移転と古町公民館新築といった事業につきましても、地元意見を伺いながら進めているところです。

そのほか、できるだけ9月中の事業完了を目指しまして、町道改修事業など今年度予定しております各事務事業に取り組むとともに、依田窪病院の医師確保といった問題にも継続的に鋭意取り組んでいるところであります。

一方、町の財政につきましては、議会の皆さんにも3月に財政推計をお示ししたとおり、人口減少や地方交付税の削減により、財政調整基金の取り崩しによる財政運営が続いており、大変厳しいものでございます。

先ほど申し上げました今後の経済状況も心配されるところですが、経費削減を徹底するとともに、最小の経費で最大の効果を上げる努力をしながら、事業の選択などについては、皆様方の御意見をお聞きし、十分な説明をしてまいる必要があると思っております。

さて、私は長野県町村会会長を、前藤原会長から2月に引き継ぎまして務めてまいりました。前藤原会長残任期間は今月いっぱいではありますが、5月21日に開催されました町村会臨時総会におきまして、引き続き次期も会長として選任をいただいたところです。

今後2年間も長野県のそれぞれの地域の意見をまとめ、国に要望あるいは提案をしてまいるとともに、長和町のPRに努め、関係機関とのパイプを使って、人脈と情報を最大限に活用してまいる所存であります。

国では、人口減少の進む中で、平成の大合併後の地方自治体のあり方の新たな制度として、圏域行政といった考え方の検討を始めました。現在も広域行政、あるいは定住自立圏といった制度のもとで事業を進めている中で、圏域行政とはどういったものなのか、何が違ってくるのか、まだまだわからないことも多いわけですが、その方向によっては、今後、住民の皆様にも少なからぬ影響が考えられます。

そういった国の動きに一番近い立場になっているとも言えますので、最新の情報をキャッチしながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

それでは、今議会に提案させていただきました承認案8件、条例案2件、補正予算案4件、請負契約の締結案3件について、順次説明を申し上げます。

まず、承認第1号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、4月1日に

施行された関係から、町の税条例の改正が必要なものについて、本年3月29日付で専決処分により改正させていただきました。

次に、承認第2号 専決処分した長和町介護保険条例の一部を改正する条例の承認について御説明をいたします。

介護保険料につきましては、介護保険法に基づき従来から低所得者の介護保険料の軽減を行ってまいりましたが、10月からの消費税増税の対策として、さらなる軽減を行う政令の改正が本年3月29日に公布され、4月1日に施行された関係から、町介護保険条例の改正が必要なものについて、本年3月29日付の専決処分により改正をさせていただきました。

次に、平成31年3月29日付の専決処分させていただきました補正予算の関係について御説明を申し上げます。

初めに、承認第3号 平成30年度長和町一般会計補正予算（第7号）であります。歳入では、地方譲与税、地方消費税を初めとする各交付金、地方交付税、国及び県からの負担金・補助金の確定等に伴う補正、基金繰入金、地方債の補正が主なものになっております。このうち、地方交付税の関係では、特別交付税の3月交付分の額が確定したことから、交付額に合わせて補正をさせていただきました。

歳出につきましては、平成31年3月定例議会に提出させていただきました補正予算の取りまとめ後に変動を来したのものにかかわる補正であります。これらの補正につきましては、国・県の補助事業及び地方債にかかわる事業の補正など、各種事務事業の精算に伴う補正が主なものになっております。

土木費において、除排雪関連経費の減額、橋梁長寿命化修繕事業の精算。教育費においては、地方創生推進交付金事業の不採択による減額等の予算を計上をさせていただきました。

一般会計全体では4,992万3,000円の補正減となり、補正後の予算総額は62億309万8,000円であります。

一般会計と同様に専決処分をさせていただきました、承認第4号 平成30年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）から承認第8号 平成30年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第4号）の各特別会計の補正予算につきましても、一般会計と同様に保険税や保険料、補助金及び交付金の確定に伴った歳入での補正、各種事務事業の精算に伴う歳出の補正が主なものになっております。

続いて、議案第39号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

昨年度から本年度にわたり実施をしております、光化促進事業に対応いたします改正のほか、長和町ケーブルテレビ管理運営審議会の答申を受けまして、施設使用料、手数料等の料金を外税とする改正、あわせて管理実態に伴う形で文言等を改正するものでございます。

議案第40号 長和町資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今年度から譲与される森林環境譲与税について、新たな森林管理システムに活用する予定としておりますが、現在、県も含めて具体的な制度の検討を進めているところでありまして、当面、基金に積み立てるための条例改正をお願いするものでございます。

次に、議案第41号 令和元年度長和町一般会計補正予算（第1号）につきまして、主な内容を説明を申し上げます。

総務費関係では、人事異動に伴う補正で、民生費の子育て支援費の再任用の人件費に充てる補正を計上させていただきました。

民生費関係では、プレミアム付商品券事業に係る補正予算、また、介護保険特別会計の低所得者保険料軽減負担分を繰り出す補正予算を計上し、児童福祉費では、幼児教育無償化に伴うシステム改修委託費を計上をさせていただきました。

農林水産業費関係では、歳入で計上いたしました森林環境譲与税を基金に積み立てる補正予算を計上をさせていただいております。

歳入におきましては、平成30年度税制改正の大綱において創設が決まりました森林環境譲与税について、今年度見込み分を計上をいたしました。プレミアム付商品券事業補助金を初めとする国庫・県支出金、繰入金の補正は、歳出予算の補正に伴うものとなっております。

補正額は3,249万9,000円であり、補正後の予算総額は60億5,249万9,000円となります。

議案第42号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）につきまして、主な内容を御説明を申し上げます。

国保の保険証と高齢受給者証の一体化するためのシステム改修費にかかわる補正予算を計上をさせていただいております。

議案第43号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、主な内容を御説明を申し上げます。

一般会計からの低所得者保険料軽減負担分を繰り入れ、その分を保険料で補正計上をさせていただいております。

議案第44号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、主な内容を御説明を申し上げます。

入大門にあります流量計の修繕費と工事の監理委託費を補正計上をさせていただいております。

次に、議案第45号 平成31・32年度史跡星糞峠黒曜石原産地遺跡野外展示施設建設工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

本事業は、平成28年度から令和2年度の継続事業として実施をしております、史跡星糞峠黒曜石原産地遺跡整備事業の中核となる事業であります。

本施設につきましては、史跡星糞峠黒曜石原産地遺跡内にあります、第1号採掘跡の地下構

造を復元公開するために建設する施設であり、本年度から来年度の2カ年で実施する継続事業であります。調査区の地層を剥ぎ取り、採掘坑の形どりとあわせて現地に復元する、全国にも類例の少ない施設であり、史跡の空間全体を生きた史跡教育や学習の場として整備するとともに、日本遺産認定の中核施設として地域振興への期待を担う事業であります。

議案第46号 平成31年度（平成30年度繰越）長和町道の駅エリア大型農畜産物直売所建設事業建築主体工事請負契約の締結について、あわせて、議案第47号 同事業の機械設備工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

本事業は、御案内のとおり道の駅エリア活性化推進事業によるもので、よってけやの跡地に整備する農畜産物直売施設を建設するものでございます。発注に当たりましては、建築主体、機械設備、電気設備工事にそれぞれ分離して発注をいたしました。来年2月の完成を目指し、準備も含め鋭意取り組んでまいり所存であります。

これら3案件につきましては、地方自治法及び町の条例により議会の議決を要する案件となるため、本議会に提案をさせていただきました。

以上、本定例会に提案させていただきました承認案件及び議案について概要を説明させていただきましたが、詳細につきましては御審議の際、それぞれ担当者より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（田村孝浩君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま10時10分です。10時20分まで暫時休憩といたします。

休 憩 午前10時10分

再 開 午前10時20分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、お諮りいたします。

ただいま上程されました日程第8 承認第1号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認についてから、日程第15 承認第8号 専決処分した平成30年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第4号）の承認についてまで、及び日程第22 議案第45号 平成31・32年度史跡星糞峠黒曜石原産地遺跡野外展示施設建設工事請負契約の締結についてから、日程第24 議案第47号 平成31年度（平成30年度繰越）長和町道の駅エリア大型農畜産物直売所建設事業機械設備工事請負契約の締結については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することとし、本日審議したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、承認第1号から第8号までの専決処分の承認について及び議案第45号から47号までの契約案件は、本日審議することに決定をいたしました。

それでは、日程第8 承認第1号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） お願いいたします。それでは、議案書の8—1ページをごらんください。

承認第1号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認につきまして、地方自治法第179条関係規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

内容については、8—13ページからの新旧対照表で説明させていただきます。

8—13ページ、第34条の7では、個人住民税の寄附金税額控除の見直しに関するもので、ふるさと納税に関して、総務大臣が定める基準、地元産品で返礼割合が3割以下といった基準ですけれども、これに適合する地方公共団体へのふるさと納税のみを控除の対象とするといった改正でございます。

同じページの下のほう、附則のところにあります第7条の3の2につきましては、本年10月1日から来年12月31日までに住宅取得した場合に限り、住宅ローン控除の控除期間を10年から13年間へ3年間延長するといった内容でございます。

8—21ページ、ここも附則の分ですけれども、8—21ページ、第16条では、軽自動車税の税率について、グリーン化特例として、排出ガス性能や燃費性能にすぐれた車両の税率を25%から75%軽減する措置がありますが、それを今年度及び来年度取得分についても引き続き延長させるといったものでございます。

地方税法等の改正に伴いまして、関係する長和町税条例の一部改正であり、施行期日につきましては、法律施行日と合わせ、平成31年4月1日としたものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わり、これより承認第1号を採決いたします。

承認第1号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、承認第1号は承認されました。

次に、日程第9 承認第2号 専決処分した長和町介護保険条例の一部を改正する条例の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） それでは、議案書の9—1ページをお願いいたします。

承認第2号 専決処分した長和町介護保険条例の一部を改正する条例の承認につきまして、地方自治法関係規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、議案書9—4ページの新旧対照表をごらんください。

第2条第6項におきまして、介護保険法施行令に定めます1号被保険者の所得段階、第1段階の方、これは、老齢福祉年金の受給等、いわゆる低所得者の方となりますが、この対象の方の保険料を平成31年度から32年度の2年間、2万520円から1万5,390円に軽減し、次の2つの読みかえ項目があるわけですが、これにつきましても、施行令第1項第2号、第3号の被保険者、いわゆる所得段階で第2段階、第3段階と言われる方のそれぞれの保険料率の軽減を図るもので、本年4月1日からの施行としております。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終了し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わり、これより承認第2号を採決いたします。

承認第2号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、承認第2号は承認されました。

次に、日程第10 承認第3号 専決処分した平成30年度長和町一般会計補正予算（第7号）の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） それでは、議案書10—1ページをお願いいたします。

承認第3号 専決処分した平成30年度一般会計補正予算（第7号）の承認について御報告をさせていただき、御承認をお願いするものでございます。

ページをおめくりいただきまして、補正予算書1ページをごらんください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,992万3,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ62億309万8,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許費につきましては、6ページをごらんください。報告第6号で御報告をさせていただいた、和田小学校の冷房設備関係の事業費を220万円増額するものでございます。

第3条、地方債の補正につきましては、7ページの第3表のとおり、過疎対策事業債及び緊急防災・減災事業債について、実績に基づきまして借入額を減額補正するものでございます。

歳入歳出の詳細は13ページからになります。

歳入につきましては、3月補正予算取りまとめ後の額の確定などによる補正が主な内容となっております。

個人町民税の550万円、地方揮発油譲与税995万7,000円、自動車重量税521万8,000円、14ページの地方消費税交付金4,194万3,000円、自動車取得税交付金515万2,000円、普通交付税313万1,000円、特別交付税8,187万4,000円の増額となりました。

15ページの民生費負担金の保育料につきましては、1カ月分の保育料を二重計上していたため、今回の補正で156万5,000円の減額とさせていただきます。

16ページから18ページにかけての国庫支出金及び県支出金につきましては、事業の実績によりそれぞれ補正を行ったものでございます。

19ページ下段の財政調整基金繰り入れにつきましては、今回の歳入歳出の補正状況によりまして、1億677万円の減額とさせていただきました。

20ページの繰越金でございますが、平成29年度繰越明許費の一般財源1,070万円を、昨年度の9月議会の一般会計補正予算2号におきまして予算計上をしておりました。本来は翌年度予算に反映させるべき財源ではないので、今回減額補正をさせていただくことになりました。今後、このような事務的なミスがないようにしてまいりたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

雑入では、上田市からの普通交付税に係る中学校の配分金306万3,000円の増額、自治宝くじの売り上げに基づく長野県市町村振興協会交付金208万9,000円の減額となっております。

下段の町債につきましては、これらも事業の実績により補正を行ったものでございます。

次に、22ページからの歳出でございますが、事業の完了による精算に伴う補正が主なものとなっております。

飛びまして、予算書27ページをお願いいたします。民生費の社会福祉費の下から2つ目の返還金でございますが、未熟児養育医療費等国庫負担金の確定による返還金115万4,000円の補正となっております。

飛びまして、32ページをお願いいたします。土木費、土木管理費の除排雪関連経費につきましては、最終的に見込みよりも降雪量が少なかったために、賃金、重機借り上げ料、凍結防止剤等で833万円の減額となっております。

34ページをお願いいたします。教育費の小学校費、和田小学校改修事業でございますが、繰越明許費の報告でも御説明をさせていただきましたが、エアコンの室外機の設置場所の変更

に伴いまして、220万円の増額補正となっております。

最後、36ページになりますが、保健体育費の地方創生事業、スキー分野で世界に通用する人材育成事業につきましては、国の補助事業として不採択になったことにより、その他の地方推進交付金の最終的な確定を待って、1,570万円を減額補正とさせていただきました。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（田村孝浩君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） ただいまの教育費の保健体育総務費ですが、スキー分野とありまして1,500万減額になっているんですけども、採択される前にもう予算計上しちゃったわけですね。1回補正で上げたんじゃないか。（「渡辺議員、起立して」の声あり）スキー分野での1,570万の減額ですけども、採択する前にもう予算計上しちゃっているということですか。

○企画財政課長（藤田仁史君） たしか29年度に補正で上げまして、29年度も不採択になって、30年度につきましては、当初で上げてあったものを再度申請をしたんですけども、結局補助事業の対象にはならなかったということで、不採択ということでございます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 2回不採択になっている。来年度ですかね、今年度以降、これに対してはどんなような予定でいますか。

○議長（田村孝浩君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 地方創生事業につきましては、今後は申請の予定はございませんが、現在、県の元気づくり支援金のほうで事業のほうを進めているという状況でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（田村孝浩君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わり、これより承認第3号を採決いたします。

承認第3号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、承認第3号は承認されました。

次に、日程第11 承認第4号 専決処分した平成30年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、議案書の11-1をごらんください。

承認第4号 専決処分した平成30年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）の承認について、地方自治法の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

議案書の11-2の1ページをおめくりいただきまして、既定の歳入歳出から777万6,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ8億1,919万8,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、3月補正取りまとめ後、国民健康保険税、保険給付等歳入歳出におきまして、交付金等、事業等の実績に伴って、実績の確定による補正でございます。

9ページをお開きください。

主なものですけど、歳入の款1国民健康保険税ですけど、実績の確定によりまして、一般被保険者、退職被保険者で、10ページになりますけど、合計で19万7,000円の減額となっております。

以下、10ページの款2使用料及び手数料、款6県支出金、款10繰入金、款12諸収入におきましても、各種の交付金の決定、実績確定による減額の補正となっております。金額はごらんのとおりでございます。

続きまして、歳出でございますけど、12ページをお開きください。

款1項1総務管理費、項3運営協議会費についてですけど、運営協議会の開催の実績に伴いまして減額の補正とさせていただきます。

同じく12ページから、款2保険給付費につきましては、医療費の給付実績の確定によりまして、項1療養諸費、合計で2,301万7,000円の減額となっております。

以下、13ページからの項2高額療養費から15ページの項5結核精神諸費につきましても、給付実績の確定により減額となり、保険給付費全体で2,807万5,000円の減額となるものでございます。

21ページの予備費につきましては、以上の歳入歳出により発生しました剰余金として、2,565万円を予備費として計上させていただくものでございます。申しわけございません。予備費につきましては18ページでございます。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わり、これより承認第4号を採決いたします。

承認第4号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、承認第4号は承認されました。

次に、日程第12 承認第5号 専決処分した平成30年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第2号）の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 議案書の12-1をごらんください。

承認第5号 専決処分した平成30年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第2号）の承認について、地方自治法の規定により報告し、承認を得るものでございます。

12-2の1ページ目をお開きください。

既定の歳入歳出からそれぞれ198万4,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ851万6,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、30年度分の歯科診療所の診療報酬の確定に基づく補正でありまして、9ページをお開きいただきまして、歳入の款1診療収入ですけど、診療報酬の確定に基づき198万4,000円の減額、歳入の減額に伴いまして、10ページの歳出、歯科診療管理費の歯科医師診療報酬を同額の198万4,000円を減額するものでございます。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わり、これより承認第5号を採決いたします。

承認第5号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、承認第5号は承認されました。

次に、日程第13 承認第6号 専決処分した平成30年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） よろしくお願いをいたします。議案書の13-1をごらんください。

承認第6号 専決処分した平成30年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の承認につきまして、地方自治法の規定により報告をさせていただいて、承認を求めるものでございます。

13-2の1ページ目をお開きください。

既定の歳入歳出にそれぞれ134万円を追加し、総額、歳入歳出それぞれ8,382万9,000円とするものでございます。

今回の補正につきましても、3月の補正取りまとめ後に保険料、広域連合納付金等、歳入歳出金額の実績及び確定に基づく補正でございます。

9ページ目をお開きください。

歳入の款1後期高齢者保険料ですけど、保険料徴収実績によりまして、合計で137万5,000円の増額となっております。

款4項1目1の事務費繰入金につきましても、一般会計繰り入れの確定によりまして3万5,000円の減額となっております。

10ページの歳出ですけど、款1項2目1徴収費につきましては、各種郵送料の実績に基づきまして3万5,000円の減額、款2項1目1後期高齢者広域連合納付金につきましては、広域連合への納付金の金額が確定によりまして、121万6,000円の増額となっております。

予備費につきましては、総額の端数調整を行う補正となっております。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わり、これより承認第6号を採決いたします。

承認第6号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、承認第6号は承認されました。

次に、日程第14 承認第7号 専決処分した平成30年度長和町介護保険特別会計補正予算（第5号）の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、議案書14-1をごらんください。

承認第7号 専決処分した平成30年度長和町介護保険特別会計補正予算（第5号）の承認

につきまして、地方自治法の規定により報告し、承認を得るものでございます。

議案書の14-2の1ページ目をお開きください。

既定の歳入歳出からそれぞれ766万8,000円を減額をし、総額を歳入歳出それぞれ10億2,598万7,000円とするものでございます。

今回の補正につきましても、3月の補正取りまとめ後、保険料、国庫支出金等、歳入歳出額について交付金の決定及び給付等の実績による補正でございます。

9ページ目をお開きください。主なものについて御説明をさせていただきます。

歳入の款1保険料につきましては、徴収実績に基づきまして13万9,000円の減額でございます。

款3項1国庫負担金及び国庫補助金につきましても、介護給付費等の実績に伴う負担金の増額、同様に調整交付金、地域支援事業交付金についても増額となっております。

以下、9ページ、款4項1目1介護給付費交付金から款8項1一般会計繰入金につきましても、介護給付費等の実績に伴いますの補正でございます。

以上の歳入状況、これから御説明をさせていただきます歳出の状況から、款8項2基金繰り入れにおきまして、1,000万円を繰り入れて対応したものでございます。

11ページからの歳出でございますけど、款1項1目1一般管理費におきましては、社会福祉法人への軽減の措置に対します部分につきまして、実績により18万4,000円の減額。

11ページから13ページの款2項1介護サービス等諸費につきましては、介護保険の要介護者の方への介護サービス利用時の保険給付費、同じく13ページから15ページの款2項2の介護予防サービス等諸費につきましては、介護保険の要支援者の方への介護サービス費の保険給付費で、それぞれ実績の確定により減額補正と財源の内訳の変更とさせていただいております。

以下同様に、15ページの款2項3のその他諸費から18ページの款2項6高額医療合算サービス費等につきましても、実績の確定により減額となり、款2保険給付費全体で502万2,000円の減額補正となっております。

以下、18ページから20ページの地域支援事業につきましても、同様の理由により減額補正となっております。

款8の予備費につきましては、補正に伴います総額調整の補正となっております。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 説明が終了いたしました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わり、これより承認第7号を採決いたします。

承認第7号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、承認第7号は承認されました。

次に、日程第15 承認第8号 専決処分した平成30年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第4号）の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） それでは、承認第8号の関係をお願いいたします。

議案書の15—1ページをお願いいたします。

承認第8号ということであります。専決処分した平成30年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第4号）の承認につきまして、地方自治法の規定に基づきまして報告させていただきまして、承認のほうをお願いするというものであります。

補正予算の内容につきましては、次の15—2ページからになります。15—2の次の補正予算書の1ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ583万7,000円とするというものであります。

内容につきましては、同じ補正予算書の9ページをお願いいたします。

歳入の関係ですが、貸付金の元利収入の関係の金額が確定しましたので、15万2,000円増額させていただきまして、この15万2,000円につきまして、次の10ページになりますが、歳出のほうの予備費のほうに充当させていただくという補正予算であります。

説明は以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わり、これより承認第8号を採決いたします。

承認第8号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、承認第8号は承認されました。

次に、日程第16 議案第39号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） それでは、議案書の16—1ページをお願いいたします。

議案第39号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容については、議案書の16—5ページからの新旧対照表で説明させていただきます。16—5ページをお願いいたします。

第8条では、光化促進事業によりまして管理します施設に「光端末装置」といった文言を加え、第9条では、加入登録手数料等を全納、着手前に納めていただくといったことをするとともに、支払い方法を明確にしたものでございます。

次条以降も文言等整合を図りまして、16—7ページからの別表、料金等の改正につきましては、表の中の金額について税抜き金額に改め、表に付随します文言で消費税相当額を加えるとしたものでございます。

16—4ページに戻っていただきまして、施行日についてですけれども、施行日につきましては公布の日としておりますが、別表に関しましては、ことしの10月1日からの施行としたものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 説明が終わりました。

なお、本定例会に上程された議案のうち、議案第39号から議案第44号までは委員会への付託を予定しておりますので、詳細な質疑については、後刻、所属する担当委員にお尋ねいただき、総括的、大綱的なものについての質疑をお願いしたいと存じます。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第17 議案第40号 長和町資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） それでは、続きまして議案書の17—1ページをごらんください。

議案第40号 長和町資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、次の17—2ページをごらんください。

資金積立基金条例第2条では、次のページ以降にあります新旧対照表にありますとおり、基金の名称、目的及び用途を別表で定めております。この別表に記載のとおり、長和町森林環境譲与税基金を加えるものですので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（田村孝浩君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第18 議案第41号 令和元年度長和町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） それでは、議案書18ページをお願いいたします。

1枚おめくりいただきまして、議案第41号 令和元年度長和町一般会計補正予算（第1号）でございます。

なお、平成31年度予算は、本年5月1日に元号が令和になったことにより、元号の表示について令和に統一するものといたしますので、よろしく願いをいたします。

歳入歳出の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に3,249万9,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ60億5,249万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、9ページからとなります。歳入につきましては、歳出とあわせて御説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

それでは、10ページの歳出をごらんください。

総務管理費の人件費につきましては、1名を減額とし、11ページの子育て支援センター1名の人件費として組み替えをいたしました。

10ページの財産管理費では、大門地区5カ所の集会所にエアコンの設置をするための補助金200万円を計上いたしました。歳入では、財産区からの繰入金と同額で補正をしております。

民生費のプレミアム付商品券事業につきましては、消費税の増税対策としたものでございまして、事業費1,373万9,000円と同額の国庫補助金を見込んでおります。

11ページの介護保険特別会計繰出金の関係ですが、468万3,000円は低所得者保険料軽減のためのものであり、歳入では、国庫負担金で234万1,000円、県負担金として117万1,000円を見込んでおります。

児童福祉費では、保育料の無償化に伴うシステム改修等に722万8,000円を増額し、歳入として、国庫補助金722万7,000円を見込んでおります。

12ページになりますけれども、林業費、森林環境譲与税基金積立金600万でございますが、先ほどの条例の説明にもございましたように、市町村が実施する森林整備等に必要な経費を積み立てるもので、その財源に充てるために、歳入で新たに創設された森林環境譲与税600万円を予算計上させていただいております。

13ページの最後になりますが、予備費257万5,000円を減額補正をさせていただいております。

詳細につきましては、委員会等の審議で各担当から説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第19 議案第42号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、議案書19ページの1ページ目をお開きください。

議案第42号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億242万円とするものでございます。

6ページをお開きください。最終ページになるかと思っております。

今回の補正につきましては、現在、国保の被保険者には国民健康保険証と70歳以上の被保険者に発行する高齢受給者証の2枚が発行をされております。70歳以上の被保険者の方につきましては、医療機関の受診をする際に国民健康保険証と高齢受給者証を2枚提示する必要があり、また医療機関におきましても、同様に2枚の保険証と受給者証を確認する必要があることから、被保険者と医療機関の利便性の向上、また各市町村の事務の効率化も図ることから、国民健康保険証と高齢受給者証の一本化に向けたシステムの改修の委託料としまして、一般管理費として48万4,000円を増額し、予備費を減額して対応するものでございます。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第20 議案第43号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 議案書の20ページで、1ページ目をお開きください。

議案第43号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出ともそれぞれ9億7,400万円とするものでございます。

内容につきましては、9ページをお開きください。

今回の補正は、低所得者への介護保険料軽減について、平成27年度より公費を投入して一部を実施しておりますが、令和元年度の10月の消費税10%の引き上げに合わせて、さらなる軽減措置を実施するため、先ほど承認第2号で御承認いただきました長和町介護保険条例の一部を改正する条例に基づきまして、介護保険料の軽減のための必要な補正を計上をさせていただきました。

歳入の款1項1目1第1号被保険者保険料について、今回の軽減に伴います保険料軽減分の468万3,000円を減額し、款8項1目5低所得者保険料軽減繰り入れとして、同額を増額して補正するものでございます。

なお、10ページからの歳出につきましては、今御説明をさせていただきました、歳入による財源が変更になったことによる財源内訳の変更となっております。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 説明が終了いたしました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第21 議案第44号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の説明を求めます。

龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） それでは、議案第44号でございます。議案書の21の1ページをごらんください。

議案第44号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。なお、平成31年度予算全体における元号の表示については、「令和」に統一するものとする。

第2条、予算第4条本文括弧書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,788万2,000円は過年度分損益勘定留保資金5,788万2,000円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予算額を次のとおり補正するものでございます。

第1款資本的支出、既決予算額1億724万1,000円に補正予算額297万6,000

円を増額し、合計1億1,021万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、2ページをごらんください。

施設改良費の入大門配水池流量計修繕工事の237万6,000円と鷹山配水管整備工事監理委託費の60万円の合計297万6,000円でございます。

説明は以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第22 議案第45号 平成31・32年度史跡星糞峠黒曜石原産地遺跡野外展示施設建設工事請負契約の締結についてを議題とし、審議に付します。

なお、先ほど御決定いただいたとおり、議案第45号から第47号までは、本日、審議、即決をいたします。

担当課長の説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） それでは、議案書22—1ページをお願いいたします。

議案第45号 平成31・32年度史跡星糞峠黒曜石原産地遺跡野外展示施設建設工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、記載のと通りの工事請負契約の締結でございます。契約の金額は1億1,880万円でございます。ここに含まれます消費税の額は、竣工が10月1日以降のため、10%となっております。契約の相手方は、青木・クドー特定建設工事共同企業体、契約の方法は指名競争入札でございます。

22—2ページの仮契約書をごらんください。工期は令和2年8月31日までとなっております。

22—4ページには、入札経過調書をつけてございます。5月17日に入札を行い、記載のと通りの経過で落札したものでございます。落札率は99.5%となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第４５号を採決いたします。

議案第４５号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。よって、議案第４５号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第２３ 議案第４６号 平成３１年度（平成３０年度繰越）長和町道の駅エリア大型農畜産物直売所建設事業建築主体工事請負契約の締結についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 続きまして、議案書２３—１ページをお願いいたします。

議案第４６号 平成３１年度（平成３０年度繰越）長和町道の駅エリア大型農畜産物直売所建設事業建築主体工事請負契約の締結について、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、記載のとおり工事請負契約の締結でございます。契約の金額は２億４，８０５万円でございます。契約の相手方は、宮下・モリケン特定建設工事共同企業体、契約の方法は指名競争入札でございます。

２３—２ページの仮契約書をごらんください。工期は令和２年２月２９日まででございます。

２３—４ページに入札経過調書をつけてございます。５月２３日に入札を行い、記載のとおり経過で落札したものでございます。落札率は９９．７％となっております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第４６号を採決いたします。

議案第４６号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。よって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第２４ 議案第４７号 平成３１年度（平成３０年度繰越）長和町道の駅エリア大型農畜産物直売所建設事業機械設備工事請負契約の締結についてを議題とし、審議に付しま

す。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） それでは、続きまして議案書24—1ページをお願いいたします。

議案第47号 平成31年度（平成30年度繰越）長和町道の駅エリア大型農畜産物直売所建設事業機械設備工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、記載のと通りの工事請負契約の締結でございます。契約の金額は5,335万円でございます。契約の相手方は、有限会社信越工業、契約の方法は指名競争入札でございます。

24—2ページの仮契約書をごらんください。工期は令和2年2月29日まででございます。

24—4ページに入札経過調書をつけてございます。5月23日に入札を行い、記載のと通りの経過で落札したものでございます。落札率は98.7%となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。

議案第47号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 陳情第3号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書採択を求める陳情

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第25 陳情第3号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書採択を求める陳情を上程いたします。

陳情第3号は、委員会付託を予定しております。陳情案について不明な点がございましたら、

6月4日までに事務局へお申し出ください。

◎日程第26 委員会付託について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第26 委員会付託についてを議題とします。

本定例会に提出されました議案第39号から40号までの条例案2件、議案第41号から44号までの補正予算案4件、陳情1件につきましては、常任委員会付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、別表のとおり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

各常任委員会は、本会期中に審査の上、結果の御報告をお願いいたします。

次に、6月4日に一般質問を予定しておりますが、開議時刻を午前9時からといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、一般質問につきましては午前9時から開会したいと存じます。

◎散会の宣告

○議長（田村孝浩君） 以上をもちまして、本日、予定いたしました会議は終了いたしました。会議を閉じ、散会といたします。御苦労さまでした。

散 会 午前11時14分

第 2 号

(6 月 4 日)

議 事 日 程

令和元年 6月 4日
午前 9時00分 開議
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問
散 会

令和元年長和町議会6月定例会（第2号）

令和元年6月4日 午前 9時00分開議

出席議員（10名）

| | | | |
|----|----------|-----|----------|
| 1番 | 佐藤 恵一 議員 | 2番 | 渡辺 久人 議員 |
| 3番 | 田福 光規 議員 | 4番 | 森田 公明 議員 |
| 5番 | 宮沢 清治 議員 | 6番 | 伊藤 栄雄 議員 |
| 7番 | 柳澤 貞司 議員 | 8番 | 小川 純夫 議員 |
| 9番 | 羽田 公夫 議員 | 10番 | 田村 孝浩 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------|----------|--------------|----------|
| 町 長 | 羽田 健一郎 君 | 副 町 長 | 高見沢 高明 君 |
| 教 育 長 | 辰野 登志男 君 | 総 務 課 長 | 金山 睦夫 君 |
| 企画財政課長 | 藤田 仁史 君 | 建設水道課長 | 龍野 正広 君 |
| 建設水道課専門幹 | 上野 公一 君 | こども健康推進課長 | 長井 剛 君 |
| 町民福祉課長 | 藤田 孝 君 | 情報広報課長兼会計管理者 | 城内 秀樹 君 |
| 産業振興課長 | 藤田 健司 君 | 教 育 課 長 | 宮阪 和幸 君 |
| 教育課専門幹 | 大竹 幸恵 君 | 総務課長補佐 | 小林 義明 君 |

議会事務局出席者

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 中原 良雄 君 | 議会事務局書記 | 宮澤 志緒 君 |
|---------|---------|---------|---------|

◎開議の宣告

- 議長（田村孝浩君） おはようございます。
長和町議会第2回定例会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
-

◎日程第1 一般質問

- 議長（田村孝浩君） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、本日5名の一般質問を行います。
3番、田福光規議員の一般質問を許します。
田福光規議員。

- 3番（田福光規君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

私は、当町での「指定管理者制度」の運用について質問をさせていただきます。

3月の議会全員協議会において、町から今後の長和町の財政推計の報告がございました。内容は、現在、財政調整基金の取り崩しが続いており、将来も歳入歳出のアンバランスが顕著に見えていることから、歳入の縮減に合わせて経常経費を削減し、投資的経費の制定を行うなど、財政状況を意識した運営が一層必要であるとのことでした。

私は、今後の経常経費の削減を念頭に置きながら、当町の指定管理者制度の運用について質問をいたします。

第1に、2003年の地方自治体の改訂によって開始された「指定管理者制度」とは、どのような制度ですか。

平成15年7月17日の第87号総務省通知では、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするもの」とされていますが、それまでの管理と「管理委託制度」との違いを含めて説明をお願いいたします。

- 議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 指定管理者制度の改正の背景には、「民にできることは民で」という当時の小泉内閣の骨太改革路線の一環として、自治体の経営効率化の観点から、民間活力の導入を進めるために施設受託管理者の範囲を拡大したものでございます。今、田福議員からお話があったとおりでございます。

当町におきましても、その趣旨に沿って条例等の整備を行いまして、該当する施設の指定管理を行ってきたところでございます。

以下、詳細につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（田村孝浩君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） それでは、お答えをいたします。

従来、公の施設の管理を委託する場合の受託者につきましては、受託者の公共性などの観点から、地方公共団体が一定の出資をしている出資法人・公共団体・公共的団体に限定されておりましたが、サービス提供能力が認められる民間事業者の増加、また住民ニーズの多様化への効率的な対応について、民間事業者の有するノウハウを活用することが有効であることから、事業者の選定手続の方法、管理基準を自治体の条例で定め、管理者の決定に当たっては議会議決によることとした上で、公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能な指定管理者制度が、平成15年9月の改正地方自治法の施行により導入されたところでございます。

従来の管理委託制度においては、公の施設の設置者である地方公共団体と受託者との契約に基づき具体的な管理事務を行っておりましたが、施設の管理権限及び責任は設置者である地方公共団体が有しており、施設の利用承認などの処分に該当する使用許可等は委託することができませんでした。

一方、指定管理者制度は、公の施設の管理による権限を委任して行わせるものであり、処分に当たる使用許可等を指定管理者ができることとなり、住民サービスの向上と経費の節減を目的とした制度となっております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 質問の2つ目に入ります。

当町において「指定管理者の指定」を行う手順をお答えください。

○議長（田村孝浩君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 町内の施設については、平成18年の制度導入時に指定管理者制度への移行の適否が検討され、移行可能と判断された施設のうち、福祉関連施設や導入時に既に管理委託を行っていた公共的団体、町出資法人については公募によらない選定とし、資料館や運動施設など9施設について指定管理の公募を行いました。このため今後、新たに指定管理を行う施設については、基本的には新たに建設をした施設が対象となります。

指定管理者制度の導入については、施設の設置条例で指定管理を行うことを定める必要がありますので、施設建設の際に担当課において導入の適否を検討し、条例案について議会で審議をしていただいております。

また、指定管理者候補の選定につきましては、担当課により検討された素案について「長和町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」で定められた選定委員会において、公募を行うか、管理者に適した団体かを、必要があれば申請者に出席を求めての審議を行った上で候補者の選定をしております。選定委員会での審議結果報告を受け、町として

指定管理候補者を決定し、議案提出を行い、議会での議決により指定を行っているところでございます。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 次の質問に入ります。

当町の「指定管理者選定委員会」の構成をお答えください。

○議長（田村孝浩君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 選定委員会の構成は、副町長を委員長とし、教育長、全課長が委員となっております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 他の自治体では、指定管理者選定委員に専門家等の外部委員を加えるところがふえておりますが、当町ではその考えはありませんか。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 今、他の自治体では専門家等の外部委員というお話でございますが、私どもの町、長和町はそういう外部の専門家の委員はお願いしてございませんので、他の市町村の状況など確認を行いまして、必要であれば専門家等の外部からの委員について検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 地方自治法第244条の2第10項では、「自治体の長または委員会は、指定管理者に対して当該管理の業務または経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示をすることができる。」とされていますが、当町では報告・調査・指示をどのようにされていますか。

○議長（田村孝浩君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 「長和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」において毎年度の事業報告を定めており、次年度以降の年度協定の締結に当たり必要な業務内容の見直し、指定管理料の算定を行っております。

また、指定管理料の支払いを行っている7施設につきましては、町の監査委員による監査を行っており、管理経費の収支状況のほか、指定管理者の業務運営状況などについても確認をいただいております。適正な業務遂行の指示、適正な額の指定管理料の支出に努めておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 当町の今年度の指定管理料の総額、指定施設名をお答えください。

また、過去5年間の指定管理料の総額と指定管理施設数の推移についての答弁をお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 当町の今年度の指定管理料の当初予算でございますけれども、総額5,893万8,000円となっております。

指定施設は、高齢者生活福祉センター、デイサービスセンター長門、大門小規模ケア施設、和田小規模ケア施設、ふるさとセンター、依田窪林業総合センター、農林水産施設（乳製品処理加工施設等）、交流促進センター、ブランシュたかやまスキー場、長門温泉やすらぎの湯、和田宿温泉ふれあいの湯、特産物直売所、道の駅直売所、資料館羽田野、ダッタンそば加工直販施設、集出荷貯蔵施設、和田コミュニティセンターの17施設でございます。

過去5年間の支出総額は、平成26年度が1,531万2,000円、平成27年度が8,296万2,000円、平成28年度が8,914万1,000円、平成29年度が8,699万3,000円、平成30年度が5,736万5,000円となっております。

指定施設数の推移につきましては、平成28年度の役場新庁舎移転に伴い、活性化施設蔵が直営施設になったことによる1施設の減、社会福祉協議会の事務所移転に伴う3施設の減、1施設の増となっております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 今年度の指定管理料は総額で5,893万8,000円ということでございます。たかやまスキー場の指定管理料が6,000万円から3,000万円に減額に昨年度なったということで総額が減っておりますが、今後、指定管理料の総額は減らしていかれるつもりですか。

今後の指定管理料の総額を、どうされる予定かについての考えをお答えください。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 指定管理料は施設の維持管理に伴う経費でございます。金額につきましては、各担当課におきまして年度協定の締結に当たり、指定管理者と協議検討を行った上で適正に決定をしているところでございます。

過去5年間の支出総額の中では、平成27年度より支出しているブランシュたかやまスキー場への指定管理料が、今お話しございましたように大きな割合を占めているのが現状でございます。

指定管理者制度は、公の施設につきまして民間事業者等が有するノウハウを活用することによりまして、住民サービスの質の向上を図っていくことで施設を有効活用するためのものです。

このような趣旨からも、管理を請け負っている事業者の皆様におかれましては、営業収益を上げられる分野おきましては自主的な経営努力をお願いするとともに、町としても施設の維持管理における部分について指定管理料の過度な削減をすることにより、住民サービスの低下を招くことがないように配慮をしていくべきであるというふうに考えておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 「指定管理者制度」は、公に指定管理者を募る「公募」と「公募によらない」選定があります。原則的には、公に募る「公募」を行うこととされていますが、当町の選定はどのようになっていますか。

○議長（田村孝浩君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 町の出資法人、公共団体、公共的団体が指定管理者となっている施設につきましては、施設の設置目的などから、地域活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると判断される場合は、公募によらない候補者の選定を行っておるところでございます。

その他の施設につきましても、過去に公募が不調であったり、1者のみの応募状況であった施設につきましては、指定期間終了時点において同様な状況が予想される場合、その後の選定に当たりまして公募は行っていないというところでございます。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 地方自治法第244条第1項における「公の施設」とは、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する。」と定義されていますが、どのような施設だと解釈されていますか、答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 地方自治法の第1条の2において「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と規定されており、地方公共団体が設置する多くの施設が公の施設と解釈されますが、一般的には5つの要件を備えた施設とされております。

1つ目として、「住民の利用に供するための施設」ということで、公の目的のために設置された施設であっても、役場の庁舎や研究所など、住民の利用に供することを目的としないものは公の施設ではないとされておるところでございます。

2つ目に、「当該普通地方公共団体の住民の利用に供するための施設」ということでございまして、長和町の住民の利用に供しない施設は公の施設ではないとされております。

3つ目に、「住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するための施設」となっておりまして、利用そのものが福祉の増進となるものでなければならぬとされ、競輪場や競馬場などの収益事業施設は公の施設ではないとされております。

4つ目に、「普通地方公共団体が設ける施設」となっており、建造物であることが要件となっております。

最後、5つ目でございますけれども、「普通地方公共団体が設けるものであること」とされており、国や普通地方公共団体以外の公共団体が設置した施設は公の施設ではないとされておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 5点にわたって公の施設の説明をいただきましたが、なかなかちょっと解釈するのが難しいところもあるんですけど、町が指定できる指定管理施設というのは公の施設というふうになっておるわけです。

かいつまみますと、町が設置した施設で長和町の住民が誰でも基本的に利用できるものであって、町民の福祉を増進するものという公の施設が指定管理施設として認定されるべきものであるというふうに理解できると思います。指定管理料は、そのような施設の管理運営の経費に対しての費用ということであろうかと思えます。

次の質問に移ります。

当町の「指定管理施設」では、指定事業と自主事業が行われております。これはそれぞれの指定管理施設に対して取り決められました条例の中で指定される事業というのが決められてくるわけですけど、指定事業とは個々の設置条例で定めた利用料の徴収や施設の管理運営事業のことで、自主事業とは例えば、この条例の中で見ますと、和田宿ステーションのことを例に挙げますけれど——で行われているように、農産物の販売や食料の提供、食事提供などを行っているというのが、和田宿の場合にはそういうことになってしまうわけですけど——にあります。

個々の施設、おのおのの施設について「指定管理料」の金額をどのような基準、考えで決められていますか、答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 設置条例、基本協定で定めた指定管理事業に対し、利用料金収入では管理経費が賅えない場合には指定管理料の支払いを行っております。

額の算定に当たっては、指定管理事業以外の事業の損益などは通算させず、各管理施設ごとの収支計画、事業報告等により適切に見積もりを行っているところでございます。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 私もこの質問を行うに当たって勉強を少しさせていただいたんですけど、そもそも指定管理者制度を運用するというのが念頭にあって想定されているものというのは、事例なんかにも書いてはございますけれど、例えば体育館であるとか運動施設であるとか、そういう町民、住民が誰でもが利用できるものを管理者に指定して管理運営させるというのが念頭になっておまして、その場合に——ただで利用できる場合もありますけれど、利用料として幾らか払うという場合があります。それが全体の管理運営経費の中で足りない分を指定管理料として支払うと。人件費だとか保全のためだとか、水光熱費なんかも伴う場合もあると思いますけれど、そういうこととして運営されています。

先ほどから話に出ているのは、その指定事業、自主事業という場合に例えば、和田宿ステーションなんかの場合で言うと、車で来られた方が駐車場に車をとめて、で、トイレ休憩もされるわけですけど、そもそも建物というのは——トイレ用の建物もありますが、その他の建物

は農産物を含めた販売用、それから食事場所の提供というのが過半数、大多数の目的になってつくられている建物でございます。そういう場合に果たしてその自主事業、指定事業というふうな考え方をした場合に和田宿ステーションのような建物の場合、農産物の販売や食事提供を行うなどの事業を行うという場合に、その事業の収益で指定管理施設の管理ができるということもあわせて行って考えていくということが妥当ではないかというふうに私は思ったわけでございます。

そういうことを踏まえた場合に、自主事業を行う場合の指定管理施設の指定に当たっての審査及び指定されている施設の事業報告書の審査に当たって、そのような点も加えて考えていくことが必要ではないかというふうに考えるわけでございますけれど、そういう提案をさせていただきたいと思いますが、見解、お考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 自主事業につきましては、事業目的が施設の設置目的外の場合、指定管理業務外の業務となるため、事業実施に係る経費は指定管理者の自主採算となり、得た収入につきましても指定管理者の収入というふうになります。

自主事業の実施が直ちに指定管理料の削減には直結しませんが、施設の有効活用あるいは町の活性化につながる事業につきましては、積極的に企画提案をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 指定事業と自主事業という考え方だけで考えますと、今、町長が答弁されたとおりになると思っております。

私が先ほど質問したのは、建物の目的というものが体育館とか、そういうところのような非常にはっきりした自主事業といっても、その運営管理そのものが体育館の管理運営であるという場合には問題ないと思っておりますけれど、和田宿ステーションのように物を販売するということがその建物自体の大きな目的となっている場合、これは考え方を少し変える必要があるんじゃないかということでもちょっと提案させていただいたんですけれど、またこの問題については後からの質問の中で出てきますので、ここで終わらせていただきます。

次の質問に入ります。

指定管理者施設制度の目的である「公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするもの」という基準がありますが、その基準に照らした場合、当町の指定管理施設の中で、「住民サービスの向上を図る」という点で疑問に思われる施設が2つあるようにちょっと感じます。

具体的には、「資料館 羽田野」と「長和町交流促進センター（そば道場）」でございます。なぜそういうふうに思うかといいますと、昨年の12月議会で報告された監査報告書では「資料館 羽田野」については、資料館としての「住民サービス」にかかわる資料館見学の人数等

の記述がなく、自主事業、いわゆるそばの提供です。その自主事業のみの記載となっており、事業報告書では、どのような報告がされていますか。

指定管理者制度という原点に戻りますと、「住民サービスの向上」というのが指定する上での直営じゃなくて、指定管理者に指定して管理運営を任せるという点での基本になっているわけですが、そういう点で「住民サービスの向上」が図られないとすれば、指定の解除もしくは施設の廃止等の対応が必要になってきます。いかに考えられていますか、答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） この事業報告につきましては、指定管理における基本協定書、仕様書に基づき、施設管理の業務報告がなされているところでございます。

資料館としての見学者数は、和田宿本陣ほかの文化財施設の共通入館券で見学ができるため、文化財施設全体での入館者として把握しているところでございます。

この4月、5月の大型連休中、和田宿には多くの観光客が訪れ、昼ときには羽田野のそば屋の席があくのを待ちながら、和田宿本陣などを見学していた方もかなりいたと聞いておるところでございます。

資料館羽田野における指定管理は、民間活力による歴史的建造物の有効利用と宿場町の活性化、観光客の誘致においても大きな意義を持つものと思っております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 資料館羽田野の文化施設としての重要性と有効利用を否定するものではありませんが、先ほども言いましたが、指定管理の前提である住民サービスの向上と経費の削減という観点から見た場合、町として常に長和町町民の利用状況、利用の促進を考慮して調査や必要な指示を行っていくということが必要だと思いますので、今後はちょっと御検討をお願いしたいというふうに感じております。

次の質問に移ります。

「長和町交流促進センター（そば道場）」は、監査報告では「現状では有効活用はされていない状況と言えるので、町として今後どのようにするのか、方向性を決めてもらうよう検討をお願いしたい」と記載されています。

どのような検討をされていますか、答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 長和町交流促進センターにつきましては、以前、観光協会に指定管理をお願いしておりましたが、利用者の減少、採算に合わないことから、平成27年より信濃霧山ダツタンそばに指定管理をお願いしているところでございます。

昨年度の監査報告で有効活用されていないので、今後はどうするか検討をお願いしたいとの御指摘をいただいたところでございますが、国の補助事業である簡易排水施設とのセットメニ

ューで建設した交流促進センターは、そば打ち体験が行える施設であり、転作作物であるソバの振興に資する施設であるという側面もあわせ持っているところでございます。

施設設置後、年数がたち利用客が減少していることは否めないため、今後、集会施設やその他の利活用を視野に入れながら、関係する地区、諸団体等とも慎重に検討を重ね、有効活用できる方法を探ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 長和町特産物直売所（和田宿ステーション）の施設使用料についてお聞きします。監査報告でも、施設使用料は当施設だけ支払っており、検討を要請しています。施設使用料の徴収の理由、今後の方針についてお答えをいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（田村孝浩君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 長和町特産物直売所（和田宿ステーション）は平成8年に竣工し、開設当初から現在に至るまで農産物直売所を中心に、和田地区の農業振興及び産業振興に大きく寄与してきているところでございます。

平成18年度において指定管理者制度が導入される以前は、当時の和田村と賃借人である「和田宿ステーション観光農林業振興組合」とで賃貸借契約を結び、土地及び建物使用料として103万2,000円を村に支払っておりました。また、村は、和田宿ステーション特産物直売所及び駐車場ほか管理運営委託として、91万2,000円の委託料を振興組合に支払っていたという経過がございます。

指定管理者制度としては、使用料については同額で契約をし、管理運営委託費は指定管理料とし、清掃業務にかかわる経費を増額して121万2,000円として契約したものでございます。

その後、指定管理料につきましては現在に至るまで同額であり、使用料につきましては平成24年度、平成29年度に見直しを行い、現在は33万2,000円の使用料となっております。

現在、当施設だけが使用料をいただいているわけですが、指定管理者制度による公の施設の活用については、それぞれの施設においてこれまでの経緯と施設を活用した事業の性格により状況は異なってくると思われそうですが、監査委員からの御指摘にもございましたので、指定管理者制度の使用料のあり方について基本協定や年度協定などにも鑑み、指定管理者との協議や実績、実情などにに基づき、使用料のあり方につきまして研究や検討を深め、統一した方向性が示せるようにしてまいりたいと考えております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 今の答弁を受けまして、ここで一つ提案をさせていただきたいというふうに思っております。

質問（11）でも申し上げましたが、私は、町が設置した指定管理者施設を利用して農産物の販売や食料提供等を行うなどの事業を行う場合の現在の指定管理のあり方に疑問を持っております。和田宿ステーションは車でトイレ休憩用と同時に、地元の農産物等の販売、食事提供等で利用されていますし、和田宿の条例の中でもその目的が記載をされております。

指定管理になる以前は、その販売等の事業売り上げの中から、先ほど報告がありましたように、土地及び建物使用料を和田村に支払い、村は駐車場ほか管理運営委託料を振興組合に支払っていた。私としては、非常に納得がいく経過であるというふうに思うんです。

しかし、現在の和田宿の指定管理条例では、①として、直売所の利用の許可に関する業務、②として、直売所の管理及び運営に関する業務が指定事業とされています。だから、直訳すると、あの建物を利用する許可をする権利は持っている、管理運営する権利は持っている。

しかし、あそこを利用して物を販売するということについては、この条例の中には入っていないんです。だから、いわゆる自主事業になるわけです。そのため、使用料の支払いというのが不可解な状態になっていて、今後検討を要するという答弁でありましたけれど、ほかの施設とは違う扱いになっているというのが今の現状です。この矛盾を何とか私自身も含めて解決したいなと思って、他の自治体等の直売所の指定管理の内容をちょっと調べてみました。

具体的に幾つも言うわけにはいかないんで、一つだけ提案、紹介させてもらいますけれど、県南の売木村、道の駅南信州うるぎというところがあります。ここを紹介したいと思いますが、ここは長年直営の直売所でやられてきたようなんですけれど、昨年11月に道の駅としてオープンしまして、その後、指定管理者を公募したわけです。決まって、この4月1日から、その新しい指定管理者のもとで運営を始められたようです。

ここは指定管理者が行う業務として、①施設の利用に関する業務、②施設及び設備の維持管理に関する業務となっています。少し違うんですね。違うのは、和田宿は施設の利用の許可、うるぎは施設の利用になっています。具体的には、施設全般の利用が指定業務となっているわけです、うるぎの場合。直売所の販売も指定事業になるわけです。そして、村は指定管理料を支払いますが、指定管理者からは条例では45万円以内の年間使用料を村に支払うという契約というか、約束事になっております。そしてさらに、指定管理者は水光熱費の実費を村に支払うという約束事項になっております。

別の事例では、岐阜県の大野町の道の駅では、①施設の管理運営に関する経費は施設内の収入をもって充てることとし、施設管理料は支払わないという約束になっております。それから、②として、年度ごとの経営状況に応じて納付金を町に納めるということを定めています。

まとめますが、来年うちの町も道の駅のオープンになってくるわけで、そこも関係してくるわけなんですけれど、指定管理施設の目的が販売等の事業を含めたものである場合は、設置条例をその内容を含めたものとして販売等の事業を指定事業とすることを提案させていただきたいというふうに思います。そのことによって使用料の支払いと、または水光熱費の問題についても、

これは営業内容、事業内容に応じてまた考えることになってくるとは思いますけれど、非常に幅の広い考え方になって運用が広まってくるんじゃないかというふうに思います。

きょう初めて申し上げましたので即答はできないと思いますが、今後の御検討をよろしくお願いしたいというふうに思います。

次の質問に入らせていただきます。

モニタリングの実施について質問させていただきます。

この指定管理者制度についてですけれど、町、自治体は指定管理施設において、住民に対する適正な公共サービスの提供を確保し、説明をする責任がございます。

モニタリングは、指定管理施設において適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかなどの管理運営状況を日常的・継続的に評価・確認を行い、運営上の課題等を発見し、それを施設の管理運営にフィードバックすることで、施設の管理運営状況を向上させることを目的に現在、自治体で少し幅広く行われているというふうに聞いております。

近年、隣町の立科町なども含めてモニタリングに取り組む自治体がふえていますが、当町として取り組む考えはございますか、答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 現在、指定管理施設の管理運営状況の確認につきましては、毎年度、終了後の提出を義務づけている事業報告書によりまして事業担当課において行っているところでございますが、より一層の住民サービスの向上が図れるならば、今お話しございました近隣市町村の導入状況などを参考にしまして、当町に適した実施方法について検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 最後の質問に入ります。

情報の公表・公開について質問をいたします。

指定管理者制度の運用における透明性を確保するため、町と指定管理者は情報の公表等を積極的に行う必要があると。法的にもそのように定められています。

私は今回の質問に当たり、町のホームページを調べました。町のホームページで「長和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」と各「施設条例」の残念ながら一部でしたけれど、確認をいたしました。企画財政課を訪問し、入手できなかった条例等をいただきましたが、非常に公表に不十分さを感じたところでございます。

長野市の指定管理のガイドラインの冊子が分厚いのが2年に1回ぐらい更新されておりますけれど、そこにはどういう情報を公表する、どういう情報は一部公表、どういう情報は公開しないということが細かく定められております。例えば、監査報告なんかについても、公表・公開するということがホームページなんかに掲載されているということでございます。

それから、隣町の立科町では、先ほど質問しましたように、モニタリングの結果も公表され

ているということで、町の税金を使って指定管理者に指定管理を任せるということでございますので、その透明性を確保するためにも情報の公開というのは非常に大事なことだというふうに考えております。

今後、当町のホームページも、指定管理というような項目をクリックしますと——例えばですけれど、そこにかかわるものが全部一覧で見られるというようなことも工夫していただくとかを含めまして、今後、選定関連・管理運営関連の情報公開を一層進めていく必要があると思っておりますが、答弁をよろしく申し上げます。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） ホームページで公表している条例につきましては、議会議決の後、データ更新を行いまして、公表するまでに3カ月ほどの期間を要しておりますが、その都度、更新を行っておるところでございます。

自治体の有する条例は多数の分野にわたり、また施設の名称が条例のタイトルについていないものもございます。該当する条例が探しにくいものもございますが、現在、施行されている条例が全て閲覧できる状態となっております。

また、指定管理に関する情報の公開につきましては、先ほどお話しございましたモニタリング制度の運用方法とあわせまして、公表できる情報の範囲や公表方法などにつきまして、今後検討をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 以上で質問を終わらせていただきますが、きょう突然提案させていただいたことも含めまして一層、情報の公開とあわせて適切な指定管理者制度の運用ができますよう御検討をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田村孝浩君） 以上で、3番、田福光規議員の一般質問を終結いたします。

ここで、9時55分まで休憩といたします。

休 憩 午前 9時42分

再 開 午前 9時55分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

1番、佐藤恵一議員の一般質問を許します。

佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、以下の3項目の一般質問をさせていただきます。

第1は、平成28年度以降、町の歳出総額が歳入総額を超過しており、その差額を財政調整基金等の基金を取り崩して補填してきました。ことし3月に発表された長和町財政推計による

と、来年度以降このまま財政調整基金等の基金の取り崩しを行っていく場合、令和8年度末、2026年度末には財政調整基金が底をつくとの予測が発表されました。この、いわゆる財政赤字について。

第2点目は、人口減少等の社会的な変化に伴う町の保有資産について、今回は教員住宅の現状について質問いたします。

第3点目は、新直売所の出荷者組織の進捗状況について。

以上、3項目について質問させていただきます。

第1の質問ですが、平成31年3月、ことしの3月に発表された長和町財政推計について、平成28年度決算より平成30年度決算まで連続して歳出超過額に対して、財政調整基金等の基金の取り崩しを行ってきました。

広報ながわに掲載された町の財政推計によると、今後、令和9年度まで継続して財政は歳出超過が続くとなっておりますが、歳出超過額はどのように補填していくのか、質問いたします。

本来ならば図表などを用いて、一般質問を町民の皆様にはわかりやすく行いたいのですが、広報ながわ5月号、9ページに「町の歳入歳出総額推移予測表」が掲載されていますので御参考にしていただき、一緒に考えていただければと思います。質問によりしくお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 広報ながわ5月号に掲載されました、町の財政推計に関する御質問にお答えをさせていただきます。

今回の財政推計につきましては、平成29年度決算をベースに歳入歳出を見込んだものとなっております。数値の把握に際しましては、歳入歳出それぞれ現在ある資料、例えば住民基本台帳・国勢調査人口・事業実施計画・公債台帳などを用いまして、今後予測される金額を導き出したものでございます。

将来的に見ますと、国の補助制度や消費税増税後の交付金の配分など不確実な面も多々あるため、現段階では歳出超過という状況でございますが、歳入面では、国の動向を把握し、補助事業を取り入れながら、交付税算入のある有利な起債を借り入れるなどの財源の確保を行うとともに、歳出面では、物品調達の一元化、より少ない投資でより大きな効果が上げられるような効果的な事業運営を行いまして、極力基金の取り崩しを少なくし、堅実な財政運営を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 広報では「基金が多ければよいとのことではなく、将来への投資は必要との考えで財政運営を行ってきた」とのことですが、令和8年度末、2026年度3月末、7年後には財政調整基金残高等が枯渇する予測を踏まえ、財政改善チームの設置及び具体的な改善策を検討し、財務改善を実施していく意向はありますか、お聞きします。

財政推計を考えるに当たり、町の財政は一般家庭とは違い、歳出の抑制、投資的な行政事業

をやらない等により何とかなるとの助言を受けることが多いのですが、これはとりもなおさず住民が生活に必要とすることの事業を抑制し、住民への負担を強いることになるわけで、年度ごとの歳出予算抑制、事業削減のみでは住民のために行わなければならない事業等の問題や課題が先送り、山積みになるばかりです。

確かに国の補助金等を有効・効果的に使うことなど、歳入面の工夫も重要だとは思いますが、町の財務体質が改善されません。財務体質を改善するためには義務的経費の削減が必要になります。特に、削減しにくいといわれている人件費等の改善を実施するためには、それ相応の覚悟が必要となると考えます。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 毎年度予算編成をする際には、町が目標に掲げております事業に重点を置きながら、住民の皆さんの負託に応えられるように事務事業を計画しておるところでございます。

各職員は一人一人がコスト意識を持って費用対効果に配慮しながら事業を実施しておりますが、平成28年度からの財政調整基金取り崩しが将来にどのような影響があるか、実感が乏しかった面も感じられたことから、今年度予算編成に当たり財政推計を示すことにより、まずは職員全員の共通認識として共有をしまして、今後の町政運営のために何をしなければならないか、全職員で考えていく材料とした面も持っております。

地域の課題、住民の皆さんの要望は多種多様でございます。全ての要望に応えることは、幾ら予算があっても難しいものでございます。限られた予算の中で何を優先するのか、町の将来のために何を行わなければならないのかを常に考えておるところでございます。

私も議員の皆さんも、住民の皆さんから負託を受けており、「今、しなければならないこと」を選択した結果が、予算にあらわれているものであるというふうに考えております。

今後の財政の改善につきましては、どのような形態になるかについてはこれからになります。協議検討する場を設けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 今後、大型投資は行われないとのことですが、これは現在の町、行政側の視点であり、10年後以降の30代、40代の世代が中核となる町政時にも、やはり町をよくするための投資財源は必要となると思われ。そのために基金等を全て使い切るのではなく、一定額の基金を残すべく努力が必要と考えますし、それが次世代を担う若い世代の意向であると考えます。

基金残高を残す、ゼロにしないと考えると、財政改善の残された期間は多くないと考えますが、基金残高がゼロになるまでに有効な手段を講じることはしないのか、お聞きします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町の財政調整基金につきましては、長門町と和田村の合併する前の

協議会の資料では、平成25年度末には残高が0円になるという推計でございましたが、合併後の町政運営におきましては、住民の皆さんが必要とする事務事業を行うために、国の定めた制度のもと経済対策関連の交付金や補助金の確保、交付税算入のある有利な起債を積極的に活用するなどして、平成29年度末では25億7,315万円ほどの基金残高とすることができたところでございます。

今後も健全な財政運営をしていくために、歳入に関する事項としては、「国の税制度改正の動向を把握しまして適切に課税をするとともに、収納率の向上を図る。それから、使用料・手数料につきましては、社会情勢に留意をしながら料金の見直しを検討する。それから、国・県の支出金につきましては、国・県の予算・補助制度の動向を把握しまして積極的に活用する。町債につきましては、国の地方債計画・同意基準及び充当率・交付税算入などについて十分検討しまして、財政上有利な起債を借りる」といったことを、また歳出に関する事項としては、「事業の必要性・緊急性・優先性を十分検討し、費用対効果にすぐれる事業を実施する。共通物品の一括購入、電気料契約の適時見直し、町の単独補助金・扶助費の上乗せ・指定管理料については、実績による評価を行い、見直しを検討する」と、こういったことを徹底していかねばならないというふうに考えております。

これに加えて、現在継続している事業の見直しなどについても広い視野で検討しまして、将来的な財政改善の方法を協議していかねばならないというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 財政推計における歳出の中で、義務的経費として継続的に増加する人件費があります。義務的経費の中でも中核をなす経費ですが、合併からの人口減が続いており、さらに8年後の2027年には町人口は5,468人と推計されています。

人件費の削減問題は行政サービスの低下の懸念があるとされ、見直しには消極的な対応がとられてきました。基金等の枯渇が現実的に推計される現在、あえて町政における財政改革を図るためには、人件費等についても切り込んだ施策をとる必要があると思われませんが、財政改善の観点から、人件費についてのお考えをお聞かせください。

人件費削減というと臨時職員は物件費として計上され、かつ業務を委託するなど数字合わせ的な施策を行い、表面上は人件費を抑制するという手法もございますが、本質的には人件費抑制施策とはかけ離れる懸念があり、議員として総合的に見守っていきたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町の一般会計と特別会計を合わせました職員数は、合併当初の平成18年4月1日時点で、正規職員116名、臨時職員45名の計161名でございました。その後、平成31年4月1日では、正規職員96名、臨時職員77名の計173名で、正規職員は20名の減、それから臨時職員が32名の増というふうになっております。

近年では、ケーブルテレビネットワーク化光促進事業、黒耀石原産地遺跡保存整備事業、道

の駅エリア活性化事業などに取り組んでいるほか、国の制度改正等により事務事業もふえている状況でございます。

このようなことから、人間的にも今後大きく削減することは難しいというふうに考えておりますが、来年度から施行される「会計年度任用職員制度」への対応として、役場内の業務内容を精査しまして、委託をすることが可能な分野は積極的に外部委託に移行しまして、町が直接雇用する人員については削減をしていく方向で検討を進めておるところでございます。

また、正規職員が行っている職務につきましても、業務委託に回せるものがあれば、その部分で人件費の軽減につながるるとともに、総務課における労務管理事務が軽減されるというメリットも大きくなると思っております。

行政運営はサービス業であると思っております。サービスを行うのは「人」でございます。人件費の削減イコール人員削減となると、その分当然、住民サービスの低下につながってしまうことが危惧されますので、住民の皆さんの御理解と合意が必要ではないかというふうに思っております。そのような意味でも、先ほど申し上げました方策をとりながら、よく検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 人件費削減の話題は、えてして人件費の削減イコール人員削減となると、その分当然、住民サービスの低下につながってしまうということが危惧との行政からの答弁が出て議論がここで中断してしまうことが常ですが、住民側から見れば、住民サービスの低下につながらないように考えるのが行政職員の役目ではないかと強く思うと考えます。

バブル崩壊後、リーマン・ショック後の民間企業においては人件費の削減、Business Process Re-engineeringを行い、構造的な赤字を乗り越えて今の民間企業が成り立っています。現場の要請、住民ニーズの多様化に基づく現場職員の人員増は当然であり、必然性があります。

半面、人口減に見合う組織のダウンサイジング、スリム化は必然であり、組織内の管理職の人員数や改造、削減することによる総額人件費を上げないで現場の職員を確保するという組織を検討することも必要になってきているのではないのでしょうか。人件費の削減イコール人員削減は、住民サービスの低下の定型的な議論から一步前に進んだスリム化した行政組織の議論を行うことを希望いたします。

第1の質問の最後の質問ですが、広報9ページ、町の財政推計について、お知らせの結文には「健全で持続可能な財政運営をしていくために、将来へ向けて住民、議会、行政が一緒に考え行動していくことが需要」と記載されています。

厳しい財政予測に対して今後、行政がどのような施策を打ち出すか、住民が大変関心を持っているところでございます。

財政問題の質問ですが、住民の信頼を得るためには「行政のあり方」も検討していく必要が

あると思われまますので、行政の姿勢・対応について質問いたします。

今後の財政運営に対しては、町職員が「予算がない」は言ってはだめと心がけていただき、できない理由を探さない環境づくりに心がけていただき、「住民目線の行政サービス」を追求し、議論や検討を重ねていただくことで、町に住む人々が町政に信頼を寄せ、町民みずから行動しようとする風土ができると考えられます。

町民の要望に対して「予算がない」で問題を片づけるのではなく、要望を一旦受けとめ、多方面から検討し、その上で当該年度では行えないが、次年度以降で解決を図りたい旨等の方向性を出すなど、住民への丁寧な説明を行う姿勢や行政職員がみずから行動に移す必要があると考えます。

厳しい財政運営の中で、住民の信頼を得るための行政の対応姿勢について、具体的にどのような行動姿勢をとっていくのでしょうか、質問いたします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） これまでも議員のおっしゃるとおりの姿勢で行政運営をしてまいりましたので、多くの住民の皆さんには御理解をいただいていると思っておるところでございますが、今後も事業を実施する上におきましては、より丁寧な説明を心がけていきたいというふうに考えておるところでございます。

町では、予算編成をする際に「実施する事業がまちづくりに資する事業であるか。住民の皆さんの負託に応えられるものであるか。また、必要性・緊急性・優先性・計画性があるか」等を考慮しております。

町民からの要望等があった場合は、前に述べた点に沿って検討をし、その事業に緊急性がある場合には、速やかに対応をしていくべきであると考えております。また、総合的に判断して当該年度では行えない場合は、議員がおっしゃるとおり、住民に対して検討内容について丁寧に説明をして御理解をいただけるように進めてまいると、こういった考えでございます。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 今回の財政推計に関しては、今後の国等の政策により歳入歳出額が大きく影響を受けるため、将来の推計額が不確定であることは、質問事項を考察するに当たり大変私も理解できました。

国の町村合併促進政策により、財政調整基金が、ゼロの予想が25億円に積み上がった事実が今後も継続する補償は何もありません。人口の減少、高齢化率の上昇は確実に進行しており、自治体という組織においても既にリスク管理が求められます。過去、村営スキー場の不振で債権管理団体寸前まで行った自治体の事例では、情報開示のおくれが指摘されています。

今回の長和町財政推計のような内容は、情報公開しづらい内容だと思いますが、継続して住民へ情報公開していただけるように強く要望いたします。

次の質問に移らせていただきます。

長和町には、行政が所有する建物等がその当時の要請により建設され、現在に至っています。年度ごとの決算では顧みることがない行政資産の状況ですが、人口減少等の社会的な変化に対応し、財政状況の悪化を改善するためには、今ある行政資産の建物、いわゆる箱物等の状況と今後の有効活用についてどう取り組むか、行政の考えをお聞きしていく必要があると思われま

す。

今回の一般質問では、町が管理する教員住宅について質問させていただきます。

①として、現在の町内の教員住宅とその利用状況を教えてください。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町の教員住宅に関する御質問でございます。

教員住宅につきましては、多くの学校が建設されました昭和40年代後半に、民間賃貸住宅の供給不足や交通網の整備状況が進んでおらず、通勤圏が限られていたことから、転勤の多い教員に対して、安定的かつ良好な居住先を確保することを目的に整備が始まりました。さらに、住居問題の制約を受けず、教員の人事配置を行うという目的もありました。

長和町におきましても、旧長門町・旧和田村の時代から教員住宅の整備を進めまして、よりよい学校教育を進めていくことができるように努めてきておりました。

さて、議員御質問の町内の教員住宅数と利用状況につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（田村孝浩君） 宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） それでは、町内の教員住宅数と利用状況につきましてお答えさせていただきます。

現在、教員住宅は町内に17戸あります。そのうち、9戸は入居しております。残りの8戸は空き住宅となっております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 児童数の減少傾向は今後続いていくと考えます。それに伴い、教員数も減少していくと思われませんが、今後も同数の教員住宅を維持管理していく必要はありますか。

常に使用可能として維持していくためには、上下水道の維持費、住宅設備メンテナンスや定期的な清掃が必要とされると思われませんが、維持管理はきちんと実施されているのでしょうか。維持管理コストは幾らかかっていますか、お聞きします。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） おっしゃられますとおりに、児童数の減少に伴う学校の学級数の減少や、和田中学校と依田窪南部中学校との統合による学校数の減少により、教員数は減少しております。

これに伴いまして、近年、教育住宅を利用する教職員は減少傾向にあり、空き住宅も増加をしているところでございます。

さきの答弁でも申し上げさせていただきましたが、現在、17戸の教員住宅を管理しております。空き住宅が増加をしているということは、それだけ教員住宅に対する需要が少ないということであると考えられますので、教員住宅の戸数につきましては見直しが必要であると考えております。

次に、維持管理の関係ですが、電気料、上下水道料などの光熱水費につきましては、入居している教員住宅は入居者が負担をしておりますが、空き住宅となっております教員住宅につきましては町で負担しております。空き住宅の上下水道は廃止という手続をとっておりますので上下水道料は免除になっておりますが、必要に応じて期間を区切って使用する場合があります。電気料は町の負担となっております。平成30年度は約8万4,000円(8万4,656円)となっており、平成29年度につきましても、ほぼ同額の8万3,000円(8万3,154円)であります。

また、入居中であっても、設備機器の修繕が必要となった場合には、町で修繕を行っており、これに係る平成30年度の支出額は約32万円(32万2,728円)、平成29年度は約15万円(15万8,328円)となっております。

住宅設備に係る点検、清掃等の定期的なメンテナンスにつきましては、空き住宅は特に行っておりません。入居が決定した際に、ふぐあい箇所のチェックや清掃を行っているところでございます。

以上です。

○議長(田村孝浩君) 佐藤恵一議員。

○1番(佐藤恵一君) 必要とされる教員住宅数の減少や住宅としての耐用年数を考え、有効活用や転用及び耐用年数により劣化した建物の処分等の計画はありますか、質問いたします。

○議長(田村孝浩君) 宮阪教育課長。

○教育課長(宮阪和幸君) 教員住宅の今後の関係について答弁させていただきます。

現在の教員住宅は、昭和51年度から平成14年度にかけて建設されたもので、耐用年数を経過している住宅がほとんどであります。平成28年度に策定されました「長和町公共施設等総合管理計画」におきましては、教員住宅に関する現状や課題に関する基本認識として、「昭和50年代から平成初期に建築した建物が多くあり、既に耐用年数を経過している状況です。今後、施設の更新に当たっては、利用実態を踏まえ、施設のあり方を検討していく必要があります」と示されております。

また、教員住宅の管理に関する基本的な考え方として、「既に耐用年数を大幅に超過している建物もあり、安全性確保の観点からも早急に対応方針を検討していきます。なお、施設の更新検討に当たっては、長和町立和田中学校の統合による教員数の減少を見据え、町営住宅への集約可能性も踏まえた検討を行っていきます」という考え方が示されております。

この他、平成29年度決算審査においても「教員住宅について、児童数の減少に伴って先生

も減ってくる。今後、町へ移管して町営住宅とするようなことも検討していただきたい」との指摘も受けております。

教員住宅の管理計画につきましては、現在のところ策定はしておりませんが、令和2年度に策定予定の個別施設計画において策定していきたいと考えております。

今後、教員住宅の利用者の増加は余り見込めないと考えていますので、他の部署とも検討し、教員住宅としての用途だけでなく、別の利用方法を検討したいと考えております。

また、昭和50年代に建てられた教員住宅につきましては、老朽化が進んでいることから、取り壊しも含めて検討していきたいと考えております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 建物の老朽化や、人口減や時代のニーズの変化等で使用されなくなった施設などを解体する場合、高額な解体費用も今後、予算化が必要となってきます。新規で建設、施工した年度のみ注目をするのではなく、一定期間、効果の検証を行うことも健全な財政運営だと考えます。

令和2年度に策定予定の個別施設計画においては、方向性を漠然と記載するのではなく、個々の事案に対して改めてKPI等の評価を行い、いつまでに、どのくらいの予算で、どのような効果を生むかを明確にした計画策定をされることを要望いたします。解体費用等、今後のことを考えるとかなりの予算が必要となりますので、個別総合計画の中で、ぜひ予算の概要も掲載してください。

今回の質問の最後に、前回質問いたしました道の駅活性化推進事業の進捗について、追加質問をいたします。

今回は出荷者組織についての質問ですが、出荷者の申し込みについて、現在何名の申込者があったのか、町内と町外別の人数を教えてください。当初計画では出荷者の人数は200程度は必要とされていましたが、今後、開設までの出荷者の申込者数の予測はどのように考えているか、質問いたします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 直売所出荷者組織につきましては、昨年8月の準備委員会設立後、先進地の視察等を重ね、ことし1月に5会場、7回にわたり出荷者向けの説明会を開催しまして、施設整備などに合わせて取り組みを進めているところでございます。

詳細につきましては、担当課長から申し上げさせていただきます。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 出荷者の募集につきましては、当初3月末までとしておったわけですが、現在も継続して募集を行っております。現在、102件の方から申し込みをいただいております。内訳としましては、町内63件、町外39件の参加となっております。募集目標は200件ということにしてございますので、組織の立ち上げとともに

に、できる限り目標に近づけるように他の直売所の出荷者、JAの直売所出荷者を中心に勧誘に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

現状の分析としましては、直売所へのお荷に対しまして、まだ遠慮をされている方、様子を見ておられる方も見受けられると考えてございます。したがって、新規の申込者とあわせまして、ぜひとも御参加いただけるように鋭意努力して取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 野菜等の出荷に関して、長和町は町外と比べ標高が高く冷涼なため、露地物作物の出荷が上田地域に比べて遅くなる傾向があります。季節を先取りした野菜がやはり上田地域のほうが早く出ておりますし、こちらのほうの出荷が始まると上田地域のほうは品質等よいものがどんどん出てきてしまいます。

また、春先の地温の上昇も遅く、野菜の苗の定植もおくれがちになります。町外生産者との競争力を高めるため、ハウスを持たない露地栽培農家のために野菜の苗を安く購入したり、共同ハウスで苗を育種したりする計画はないか、質問いたします。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 議員のおっしゃるとおり、当町につきましては、上田地域の中で比較的標高が高く冷涼な気候でございますけれども、この冷涼な気候を、発想を変えてまして前向きに捉えますと、他の産地の出荷の端境期に当地域は出荷できることとなります。

そして、産品によりましては、より高値で出荷できるものもあろうかという利点もございますし、標高の高低差を利用することによりまして、長期間出荷できるというメリットもあるかと思っております。

種苗の補助につきましては、かねてより県や農協が推奨しておりますブロッコリー、ミニトマト、ハウレンソウ、レタスなどの苗代に対しまして、農協の野菜部会を通じて一定の助成を行っております。

また、ハウスにつきましても、予算の範囲内ではございますけれども、農協とともにこれまで資材費の補助を行ってきているところでございます。

なお、御質問の共同ハウスでの育苗につきましては、今後設立される出荷者組織並びに有限会社信州うえだファームなどで協議を進める中で、前向きに検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 残念ながら、標高が高い高原で行われている抑制栽培は、標高600メートルから800メートルの小規模露地栽培では対応が難しいことが多いと考えられます。できるだけ早期に出荷者組織の活動を開始し、この地域での出荷者の有効な方策を立案し、準

備していただくことを要望いたします。

次の質問ですが、地域の小規模農家がいろいろな作物を出荷することにより、直売所の活気が出ると思われま。現況の地元地域の生産者年齢を考えると、例えばマルチを張る機械や種を均一にまく機械などを出荷者組織が保有し、貸し出すなどの体制づくりを行う等、地元出荷者の生産意欲と生産量の向上のための出荷者支援策を検討しているか、御質問いたします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 現在、担い手の農家の中には保有しているマルチャー等の機械を貸し出すなどの取り組みを行っている方もおりますので、小規模農家の皆様も有効に御活用いただければというふうに思っております。

また、機械・施設の導入に関する補助につきましては、担い手農家向けではございますが、町では独自の支援策を設けておりますので、こちらも有効に御活用いただければというふうに存じております。

なお、出荷者に対しての具体的な支援策につきましては、研究段階でありますので、決定には至っておりません。また、出荷者組織にて機械を保有し利活用するか否かにつきましては、新規に設立される出荷者組織において資金の面なども含め、内部において慎重に検討をいただければというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 改めて、早期に出荷者組織設立を、早目に設立されることを要望いたします。

道の駅の雰囲気や特徴は、出荷者の野菜、果実等の質、量と出荷者の活気で形成されると思われま。ので、町民が積極的に、かつ継続して出荷できるように積極的な出荷者支援策を要望いたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（田村孝浩君） 以上で、1番、佐藤恵一議員の一般質問を終結いたします。

ここで、10時50分まで休憩といたします。

休 憩 午前10時36分

再 開 午前10時50分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

4番、森田公明議員の一般質問を許します。

森田公明議員。

○4番（森田公明君） 議長のお許しを得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。

今回は、長和町における自然エネルギーに対する取り組みの中で、特に小水力発電における

可能性について探ること。2つ目に、高齢者世帯の見守りのあり方について、町の現状と今後の方針をたずること。3つ目に、インバウンドに対する取り組みと町の情報発信についての3点について、順次質問していきたいと考えております。

まず初めに、長和町における小水力発電の可能性について質問いたします。

東日本大震災による福島第1原子力発電所の事故を受けて、日本のエネルギー政策のあり方が問われていることや、世界的規模で問題視されている地球温暖化防止対策に向けて、自然エネルギーの利用促進への取り組みが、全国的に行われてきております。

東信地域においては、青木村でのハイブリッド発電設備の研究、上田市での太陽光発電設備の設置促進などなど、数多くの事業が取り組まれてきており、小水力発電に限っても、上田市染屋浄水場での発電事業や立科町での農業用水を利用した小水力発電事業等々が実施されている現状があります。

長和町におきましても、長門牧場における風力発電の実験から、ながと保育園への太陽光パネルの設置、役場庁舎における地中熱ヒートポンプシステム及び太陽光発電設備の導入、長門牧場での太陽光発電所の稼働など、これまでも自然エネルギーの利用促進に向けて取り組みがなされてきております。最近では、町内の幾つかの場所で、新たな太陽光発電設備の設置や計画が見受けられ、長和町では、太陽光の利用が自然エネルギーの中心となってきているように見受けられます。

しかし、太陽光発電は、太陽が出ている日中のみ稼働するものであり、太陽光発電パネルの価格が下がってきて設置しやすくなっているとはいえ、景観や環境への影響、売電価格の下落と、稼働終了後のパネルの廃棄や処分方法については、少なからぬ懸念が提示されております。また、一時、各地でその実験が行われた風力発電は、常時安定した風量を得ることが難しく、古くから行われている水力発電については、これまでの大規模な取水設備を設置した発電の仕方では初期投資が大きくなるなど、それぞれに課題が見えてきている実態があります。

その中で、年間を通じて豊かな流量があり、河川流域に十分な標高差を持つように見られる長和町においては、これまで取り組まれていない小水力発電またはマイクロ水力発電について、その可能性を考え、町の今後の取り組みについて、一度探っておくべきじゃないかと考えます。

そこでまず、自然エネルギーの利用促進、特に農業用水を利用した小水力発電事業について、町ではどのように考えているか、その基本的な方針、姿勢について伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町では、自然エネルギー事業に関しましては合併以前から取り組んでおります。旧和田村時代には、豊かな自然環境を生かした水を利用し、中部電力による水力発電が行われまして、毎年、交付金として約440万円ほどが入ってきております。

町の再生可能エネルギーの参加状況でございますが、平成24年度に、長野県土地改良事業

団体連合会の農業用水小水力発電推進協議会、平成27年度には、長野県土地改良施設エネルギー活用推進協議会へ参加をしております。

小水力発電は、河川や農業用水、砂防ダムなどの水の流れを有効活用して電力を生み出し、発電する事業であり、排水として捨てられるエネルギーの有効活用としては、すぐれた発電事業と考えております。よって、町といたしましては、今後におきましても事業促進を努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 可能性があれば、小水力発電事業を推進したいというお考えのようですので、具体的な取り組みについてただしていきたいと思っております。

そこで、平成26年に県が出している農業用水路を利用した小水力発電の候補地には、長和町の水路は含まれておりません。これは、受益面積が100ヘクタール以上の基幹的な農業用水について調査したものであり、10キロワット以上の発電が見込まれるものとしているものですが、長和町では、小水力及びマイクロ水力発電の候補地としての調査は行われているか伺いたいと思っております。また、今後調査を行う考えはあるかについても伺います。

○議長（田村孝浩君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 長和町における小水力発電の可能性につきまして、まず、過去に調査した結果につきまして御説明させていただきます。

平成24年度には、町の農業用水路の中から水量等を考え、選び、和田小学校より東側、追川左岸より取水する農業用水路と、国道142号大和橋から約800メートル下流、依田川左岸より取水する上堰農業用水路で、長和町役場庁舎の裏の2カ所において調査を行っております。

調査の結果、両地点ともに建設コストと収入を考えた場合、年間収入が赤字になることが予想され、収支から事業の実現性は難しいとのことでした。また、平成28年度には、和田の夜の池から160メートルほど上流でも調査を行いました。建設コストの回収に63年かかることから、経済性は期待できないという結果でした。

それ以降、町として調査は行ってきておりませんが、民間企業で飯山市の企業が、小水力発電の可能性があるかどうか事前調査をするために、平成29年度に一級河川の大門本沢川や、和田の男女倉沢川及び追川大石砂防、野々入水路、雨原堰下流の5カ所で流量調査を行っております。

結果について確認したところ、この年は水量が多かったことで、水量だけを見たら、どの河川も可能性は十分にあるとの判断ですが、もう一年継続調査をしているとのこと。また、平成30年度には、松本市安曇の企業が一級河川の大門川に水位計の設置を申請し、許可の上、現在調査中でございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） ただいまのお答えのように、平成24年度において、町の幾つかの地点を抜き出して調査されたことはわかりました。また、一級河川からの取水を前提にした調査は、現在幾つかの企業が行っているとのことですので、その調査結果には期待したいと思いません。

しかし、長久保や古町を流れる農業用水路の幾つかでは、通年かなりの流量の水が通っており、小規模な発電設備を設置すれば、発電が可能ではないかと思えます。その際、発電設備を設置するに当たって、最も課題となるのが水利権の問題であります。国では、許可条件を緩和して自然エネルギー利用促進を図っていますが、事業者が流量の変更を伴わない類いの小規模な設備の設置を行うに当たり、町や委員会の許可条件等の扱いはどのようになるか、また、その仕組みは整備されているか、または整備する考えはあるか伺いたいと思えます。

○議長（田村孝浩君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 実際に、圃場内にある水路に水車等の発電施設を設置する場合の手続についてですが、長和町公共物管理条例による申請となります。誰が、いつから、どこに、どのような設備を設置するか等を事前に相談いただき、その後、申請書を提出していただきますが、申請書の添付書類としては、水利施設を利用している関係者や地元自治会等の同意書が必要となります。

承認後には、施設管理者と土地改良施設のほか、目的使用契約の手続をしていただきます。なお、設置を希望する方は、本施設を設置することにより、その影響で草や枝等が支障となり、溢水させないようにするなど、自然被害の誘発防止に努めなければなりません。

小水力発電事業の実施に当たっては、適地選定から事業の実施まで、幅広い技術を初め経営や制度などに関する経験や知識が必要となります。今後において、条例等の整備も兼ねまして、県に助言をいただきながら検討してまいります。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） さきに町長が言われましたように、小水力発電に関する事業の推進の方向で、町民が取り組みやすい環境整備に努めていただければと思えます。

加えて、水力発電事業に対する国の補助金も整備されておりますが、長野県においても、太陽光発電を除いた自然エネルギー発電推進事業への募集があり、売電収入による収益納付の条件つきではありますが、市町村等による自然エネルギー発電に係る調査事業、計画作成事業及び設計事業に対する補助金があります。これらを利用するなどして、町として小水力発電へ取り組むための調査をする考えはないか伺いたいと思えます。

○議長（田村孝浩君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 農林水産省関係では、平成30年度から農業水路等長寿命化・防災減災事業を創設し、発電施設整備のための実施計画策定が可能となりました。

水路の改修工事が必要で、小水力発電施設の可能性がある水利施設であれば、国の補助金を

活用し、調査ができます。町としては、平成24年度の調査結果があることから、現時点において新たに調査する計画はございません。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 町として事業を行う予定はないにしても、住民による事業の推進を支援する仕組みも必要であるかと考えます。

太陽光発電に対しては、地球温暖化防止対策の一環として、町内における新エネルギーの導入を促進するために、住宅用太陽光発電システムの設置に要する経費に対し、15万円を上限として補助金を交付しております。同様の考えで、住民が小水力発電に取り組んだ場合、太陽光発電に対する補助金のように、事業を助成する補助金を交付する取り組みを行う考えはないか伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 町としては、今のところ補助金を交付する予定はありませんが、近隣市町村や県などに確認し、補助金を出している自治体があれば、先進自治体の例を参考に、今後の取り組みとして考えていきたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） よく調査を行って、早急に対応していただきたいと思います。

長和町においても、個人や事業所において、小水力発電に取り組もうと考えている人がいるように見受けられます。しかし、先ほどからのお答えにもあるように、事業に取り組むに当たり、水利権の問題や、河川法等の法律との関係もあり、発電設備の設置までにはかなりの時間がかかることが予想されます。

今後、町民から設置要望があった場合には、町はどのような姿勢でかかわる考えか伺ってみたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 小水力発電事業の実施に当たりましては、適地選定から事業の実施まで、幅広い技術を初め経営や制度に関する経験や知識が必要となっております。

再生可能エネルギーの設置要望があった場合でございますが、担当職員が住民の皆様に寄り添う対応、相談業務に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 実際に事業を行う意思のある住民や事業所に対して、行政の対応が後手に回ることはないように、しっかりとした環境整備に努めていただけるよう要望して、第1の質問を終わります。

第2点目は、長和町の高齢者世帯の見守りについてであります。

長和町でも、年に100人にも及ぶ人口減少とともに、高齢化率が上昇し、高齢社会化が急激に進行してきております。それに伴い、高齢者世帯や高齢者の独居世帯も増加しつつありま

す。

町では、老人福祉計画をつくり、地域包括ケアシステムの充実に取り組んでおり、少しずつその仕組みも整えられつつあるように思いますが、現状を見ると、全ての高齢者世帯に行き届いた施策が行われているかについては、なかなか難しい面があると考えます。

今回は、要介護状態になる以前の高齢者に対する支援に関する取り組みを中心に据えて、質問していきたいと考えております。

長和町におきましても、先ほど申しましたように、超高齢社会のありようがあらわれてきており、これに対して、町でもさまざまな施策を行ってきておりますが、町民が、高齢になっても住みなれた自宅や地域において、できる限り安心して暮らし続けるために、町では現状をどのように捉えており、どのような方針で取り組んでいく考えか、その基本的な考えを、まず初めに伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町の高齢者支援の現状とその取り組みについての御質問でございますが、我が国は、総人口は減少しているものの、平均寿命の延伸や少子高齢化の影響などによりまして、65歳以上の高齢者人口は年々増加をしまして、4人に1人が高齢者という状況となっております。今後は、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎えまして、さらに2025年には、団塊の世代が75歳以上の高齢者、いわゆる後期高齢者となりまして、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、要介護・要支援認定者、認知症の高齢者が増加することは見込まれております。

長和町におきましても、議員さんおっしゃるとおり、人口は年々減少し、65歳以上人口の高齢者は増加をしまして、高齢化率が進み、平成30年2月には、初めて高齢化率が40%に達しまして、2.5人に1人が高齢者という状況で、令和元年5月現在の高齢化率は、41.35%となっております。国と比較しても、長和町の高齢化はさらに進んでおりまして、今後も高齢者のひとり暮らし、高齢者のみの世帯、要支援・要介護認定者や認知症の高齢者は増加するものというふうに考えております。

こうした中で、長和町といたしましては、老人福祉計画、第7期介護保険事業計画を一体的に作成した長和町高齢者プランに沿って、元気で自立した生活を送る人も、介護を必要としている人も、誰もが住みなれた地域で、ともに支え合いながら暮らせるまちづくりを目指しまして、前計画の理念を継承するとともに、制度、分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、地域づくりは我が事として参画をし、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らし、生きがい、地域をともにつくるという考えの「我が事・丸ごとの地域共生社会の実現を目指して」を基本理念に掲げまして、「自立と安心に向けたサービスの充実」「健康づくり・介護予防の推進・認知症対策」「医療と介護の連携」「さまざまな生活支援サービスの充実強化」「尊厳のある暮

らしの支援」を基本目標と定めまして、現在、高齢者支援に取り組んでおるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 基本的な取り組みについては、理解いたしました。

では、具体的に、高齢者における要介護・要支援の認定者の実数と割合は、現在どうなっているでしょうか。また、高齢者のみの世帯はどうか、現状を伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 長和町の要介護・要支援の認定者の実数と割合につきましては、平成31年4月1日現在、要支援者145名、要介護者418名、合計で563名となっております。

要支援者・要介護者の65歳以上人口に占める割合、いわゆる認定率で申し上げますと、要支援者が5.77%、要介護者が16.65%、合計で22.42%となっております。この割合なんですけど、近隣市町村と比較しますと、長和町の22.42%は高い数値となっておりますが、これは、地域の高齢者の方に対して必要な支援を細かく把握し、必要なサービスにつながっている結果だと思っております。

また、高齢者のみ世帯数につきましては、住民基本台帳からの数値となりますが、1,071世帯となっております。また、そのうち独居高齢者世帯につきましては、583世帯というふうになっております。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） ただいま言われるように、要支援者・要介護者の認定率が近隣市町村と比較して高いことは、高齢者福祉にかかわる職員や関係機関の努力によるものであり、行き届いた取り組みの成果と言えます。

しかし、総世帯数2,600余に対する高齢者のみの世帯数の割合が40%を超える現状があり、そのうちの54%が独居である現実、見守りを行う体制の整備が急務であることを突きつけてきます。

では、増加しつつある高齢者世帯に対する見守りについては、現在どのようになされているか、要介護認定を受けている高齢者がいる世帯と認定を受けていない、または申請を行っていない元気高齢者世帯では、その対応にどのような差異があるか伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 高齢者世帯等に対する見守りについての御質問ですが、高齢者世帯に対する見守りについては、介護サービス提供事業所、民生児童委員等の関係者や町において、それぞれのかかわりの中や各種サービスの提供の中で、高齢者世帯等の状況把握や見守りを行っているところでございます。

介護保険サービスを利用している要介護高齢者等は、介護支援専門員が定期的に高齢者の状況の把握や見守りをしています。介護支援専門員は、認定を受けた方が適切なサービスを受け、自立した生活が送れるようケアプランを作成したり、自治体やサービス提供事業者等との間で連絡調整を行っております。また、サービス提供事業者におきましては、サービスを提供しているときに、要介護高齢者等の状況把握や見守りを行っている状況でございます。

次に、要介護認定を受けていない元気高齢者もしくは認定を受けたがサービスを利用していない高齢者等につきましては、高齢者支援係の訪問や民生児童委員との情報共有により実態把握や見守りを行っている現状でございます。実態把握の訪問につきましては、昨年度は、75歳以上の独居高齢者174名中157名に対しまして、高齢者支援係による訪問を実施をしているところでございます。

また、民生児童委員との情報共有では、高齢者のみだけではなく要配慮者全ての方を対象に、支援が必要にもかかわらずサービス等に結びついていない方がいないか等を個々に確認をし、サービス利用が必要な方には高齢者支援係等が訪問し、サービス使用につなげるよう支援を、現在、行っているところでございます。

また、このほかにも配食サービス、利用者は48名いらっしゃいます。緊急通報装置の設置、設置者は54名。いきいきサロン、延べ1,721名の方が参加をされておりますが、これらのサービス等を利用されている高齢者には、サービス提供事業者による定期的な安否確認や見守りが、現在行われております。

以上のように、元気高齢者世帯への見守りは、要支援・要介護認定を受けている方に比べると頻度は少ないように思いますが、元気高齢者の方は活動範囲も広く、地域の方との交流の機会も多いため、地域で見守りができているものと考えております。

独居高齢者や高齢者世帯が増加している中で、全ての方の状況や変化を常に把握することは非常に難しいとは思いますが、これからも訪問活動や各種サービスの提供により、高齢者世帯の状況把握や見守りを行ってまいりたいと思っております。また、何かあった場合の早期相談ができるよう、相談窓口の周知もあわせて行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） サービスを利用している高齢者については、担当の訪問による面接回数もかなりあり、制度として見守りの体制がとられています。元気高齢者についても、多方面からのかかわりの中で見守りを行っている状況にはあります。

しかし、現在において元気高齢者であっても、高齢になるに従い、特に認知症に対する懸念は高まっていき、認知症による生活への影響が出る前に、早期に対応することが求められます。そのためにも、できるだけ頻繁に高齢者と接触して、その兆候をつかむことが求められると考えますが、その体制は十分にとられているか、重ねて伺いたいと思っております。

また、高齢者一人一人の情報が十分に共有され、速やかな情報伝達が行われるような仕組みになっているかについてもお答えいただければと思います。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 長和町におきましても、高齢者人口の増加に伴いまして、認知症高齢者も増加すると見込まれています。

認知症の早期発見は、初期の段階では日常生活に大きな支障がないことも多く、周囲や家族の気づきが最も重要となってきました。認知症の初期の発見のきっかけとしましては、何度も同じことを繰り返して聞く等の物忘れ、買い物の支払いに時間がかかる等の理解判断力の低下、今まで楽しんでいた活動をやめてしまう等の精神的な落ち込みがあります。知人などの来客者に対しては、驚くほどしっかりと対応することも珍しくないため、こういった変化は、ふだんから本人の生活の様子を知っている家族でなければ、気づくことは非常に難しいのではないかというふうに考えております。

町としましては、認知症の症状が見られたときに早期相談、早期対応ができるための、認知症に関する啓発や事業を行っております。

啓発としましては、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人や家族に対して、できる範囲で手助けをする方を養成する認知症サポーター養成講座を、平成23年度より実施をいたしまして、現在、認知症サポーターは877名となっております。

今年度におきましても、既に、5月18日に長門小学校で講座を開催し、保護者の方から、「地域で見守ることの大切さを感じ、そういった地域づくりをしたい」といった感想が多く寄せられております。

認知症の相談に関しましては、長和町地域包括支援センターで随時受け付けており、必要なサービス利用や医療機関の受診支援を行っております。

また、平成30年4月より認知症初期集中支援チームを設置し、サービスや医療機関が利用できない認知症の方や、行動・心理症状が強く、対応が困難な認知症の方を対象に、認知症サポート医、認知症看護認定看護師、保健師、社会福祉士の国家資格を持った専門チームで、症状に応じたアドバイスや、医療や介護サービスにつながるための支援を行っております。

以上のような認知症施策や高齢者関連施策を、高齢者やその家族、関係機関、そして広く住民の皆様へ、広報紙やさまざまな機会を通して情報提供をさせていただいており、先ほどの答弁でも申し上げましたように、高齢者の見守りや情報共有を関係者で実施している中で、高齢者の方に何か変化や心配事があれば、高齢者支援係へつないでいただき、必要な支援へつなげる体制を、現在とっているところでございます。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 町で実施している施策を、しっかりと広く情報提供し、高齢者一人一

人の現状を、係が速やかに把握できる体制を充実させていただきたいと思いますが、見守りに当たっては、行政や関係機関だけの対応には限界があり、地域での見守りを進めていく必要があると考えます。そのための組織や体制づくりは進められているか、現段階での整備状況とあわせて、今後の方針はどうか伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 高齢者の見守り体制についての御質問ですが、議員さんのおっしゃるとおり、行政や関係機関だけの見守りには、やはり限界があると認識をしております。そこで、町では見守りができる地域づくりを、現在進めております。

1つ目としましては、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置をしていただき、生活支援コーディネーターが把握した地域課題を、我が事として地域で支え合い、解決できる地域づくりを進めております。

現在、和田の上組地区をモデル地区として、「運転ができなくなったとき、ひとり暮らしになったときに不安がある」との地域課題を、我が事として捉えてもらうための勉強会を開催し、地域課題を地域全体で共有し、解決するために何が必要かを検討し、支え合える地域づくりを進めてまいります。この和田上組地区の支え合いのノウハウをもとに、他の地区でも展開をしていきたいというふうに考えております。

2つ目としましては、先ほども答弁で触れましたが、認知症サポーター養成講座を通して、受講していただいた認知症サポーターの方には、認知症の方だけではなく、できる範囲で隣近所を気にかけてもらうよう、講座の中でお願いをしております。現在、877名の認知症サポーターの方が、地域での見守り活動に御尽力をいただいているところでございます。

3つ目としましては、「ながわおたっしやええっこ講座」による「ながわおたっしやサポーター」の養成でございます。この講座は、年を重ねることで起こる体の変化や、より元気で暮らす方法を学ぶ場です。

おたっしやサポーターの中には、自分自身が健康で過ごすことはもちろんですが、地域の定期的なお茶飲みの場の運営を、自主的に行っていただいている方もいらっしゃいます。地域でのお茶飲みの関係を通して、地域での見守りを日々行っていただいているところでございます。

4つ目としましては、郵便局や「生活協同組合コープながの」の民間事業者との見守り活動の協定です。日々の業務の中で、高齢者世帯等に新聞や郵便物がたまっている等の異変があった場合は、役場に連絡が入るようになっております。

このほかにも、民生児童委員によるひとり暮らし高齢者の見守り等の訪問活動などを行っております。

以上のような見守り活動は、それぞれ単独では、地域全体を見守ることは非常に難しいと思いますが、町としましては、さまざまな見守り活動の体制整備を行っていくことで、地域全体を把握できる見守り体制が構築できればと考えております。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） この質問の終わりに、長和町においても、誰もが参加できる認知症カフェのような取り組みが、一部で、先ほども話も出てきましたが始まっております。

認知症の悪化予防や家族の介護負担の軽減、地域での認知症に対する啓発を目的として、認知症の人とその家族、地域住民の誰もが、気軽に参加し、集える活動拠点をふやしていくための施策はとられているか、また、その活動への支援や補助金の仕組みは整えられているか伺いたしたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 認知症カフェ等の認知症施策の取り組みについての御質問かと思えます。高齢者の増加とともに、認知症の方の増加も見込まれます。町も認知症に関する施策の充実を、現在、図っているところでございます。

町の主な認知症に関する施策について、答弁をさせていただきます。

1つ目は、認知症地域支援推進員の配置でございます。

地域包括支援センターの職員が兼務となっておりますが、認知症の人やその家族を支援するため、状況に応じたサービスが提供されるよう、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携により支援を行っているところでございます。

2つ目としましては、認知症の方が行方不明となった際に、支援者に情報を一斉に配信することで、早期発見につなげる認知症高齢者見守りネットワーク事業です。

現在、13名の認知症の方の登録と、行方不明時に協力をしていただける65名の支援者、65名の中には個人の方、団体の方もいらっしゃいますけど、65名の支援者が登録をさせていただいており、御家族からは、「この事業があることで、安心感が持てる」との御意見もいただいております。

3つ目としましては、認知症の啓発として先ほどから答弁をさせていただいております認知症サポーター養成講座や出前講座の開催でございます。認知症サポーター養成講座は、今まで17回、出前講座は40回以上行ってまいりました。

最後に、認知症カフェでございます。

認知症の方とその家族が、日ごろの悩みを共有できる交流の場を提供するとともに、適切な相談や支援を行っております。町におきましては、昨年9月から、「あったカフェ」として、地域の高齢者サービス提供事業所の協力を得ながら、毎月実施をしているところでございます。

介護者が日ごろの悩みを共有し、気分転換の場となっているほか、介護者同士で認知症の方への接し方のアドバイスをしたり、交流の場となっているところでございます。また、当事者の参加もあり、「あったカフェ」がきっかけとなり、介護サービスへの利用へつながったという成果もあります。

「あったカフェ」は、認知症の方やその家族だけではなく、認知症に興味のある方など、ど

なたでも参加していただけます。今後も、開催場所をふやすなど、多くの方が参加しやすいカフェづくりを行ってまいりたいと思っております。

また、現在は町が主体で認知症カフェを行っておりますが、認知症カフェに興味があり、認知症の方やその家族の方が集まる場所を提供できる方や団体があれば、町としましては積極的に検討し、認知症の方にとって身近なところで認知症カフェを実施し、支援につながればと思っております。

また、認知症カフェを行っていただける方への補助金につきましては、現在、身近な地域で高齢者の方が集まる場所として実施をしております「いきいきサロン」への助成を参考に、今後、検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 高齢者に対する支援は、高齢者の人権を守り、自立した個人としての尊厳を尊重しながらも、積極的なかわりを維持して行われることが大切であると考えます。と同時に、自分を支援してくれる窓口となる、信頼が置ける人と常にかかわっているという充足感、常に見守られて、地域と行政とつながっているという安心感を持っていただける信頼感を仲立ちとして、施策がなされることが肝要であると考えます。

そのためにも、高齢者と余裕を持ったかわりができるよう、現在の人員で対応できているのか再度検討し、高齢者に対する部署に十分な数の人員を配置するようお願いして、次の質問に移ります。

次の、インバウンドに対する取り組みと町の情報発信についてに入ります。

2020年の東京オリンピックを控え、訪日外国人の増加と、その受け入れ体制の整備については、国を挙げて取り組まれてきております。

長和町におきましても、昨年認定された日本遺産や地域資源に関する情報発信に取り組むとともに、観光客やインバウンドを受け入れる体制や仕組みの整備を早急に行う必要があると考えます。そこで、これに対する町の考えを、順次質問していきたいと思えます。

まず、昨年認定された日本遺産「星降る中部高地の縄文世界—数千年を遡る黒曜石鉱山と縄文人に会う旅—」の主要要素として、長和町の黒曜石原産地遺跡があります。長和町としては、この資源を広く発信し、町を訪れる観光客に知らせていく必要があると考えますが、現在において、その取り組みはどのような方針や姿勢を持って、どのように進めているか伺いたいと思えます。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町内外に日本遺産認定を広報するために、教育委員会サイドでは、利用者の多い町の観光施設や主要幹線沿いに、日本遺産認定記念の懸垂幕や記念モニュメント看板を設置いたしました。

さらに、ポスターやパンフレットの製作、配布、記念コンサートの開催などのほか、町内外、大勢の皆様に参加していただいております「黒耀石のふるさと祭り」におきましても、日本遺産認定について紹介するなどして、住民の皆さんや町を訪れる皆さんに、日本遺産認定に係る周知を進めてまいりました。

また、日本遺産認定市町村で構成する甲信縄文文化発信・活性化協議会が主催します県内外の記念イベントや、ウェブサイト、ガイドブックの作成にも積極的にかかわっております。

そして、インバウンド対策といたしましては、本年度、認定の核となる星糞峠の史跡公園において、英語訳を加えた解説看板を作成、設置をするほか、黒耀石体験ミュージアムのホームページにリンクする形で、英語訳も含む日本遺産に係るホームページを立ち上げる計画でございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 確かに、町で作成して掲示または配布している日本遺産関連の懸垂幕やポスター、モニュメントなどについては、町が力を入れて広報しようとする姿勢が見られ、迫力あるものが掲げられております。

しかし、現在、主要駅や観光協会等で配布されている観光パンフレットを見ると、長和町に関する情報に、日本遺産の情報が盛られているものを余り見かけません。これが町で直接製作しているものではないとしても、その中にある長和町に関する情報は、町のいずれかの部署でチェックされているものと考えます。とすれば、発信する内容についての更新や、取り組みに対する意識の共有が、町の中で十分に行われていない現状が見えるように思いますが、これに対する町の見解はどうか伺います。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 町や広域的事業などによりまして作成しているパンフレットにつきましては、基本的には、よほどの事項が生じない限り、作成したものを使い切ってから新たなものを作成するという事になってございます。新たなパンフレットを増刷する場合には、それぞれの団体へ修正の依頼等がある場合と、そのまま増刷されてしまう場合がございます。町へ依頼があった場合には、観光協会にて対応しておるのが現状でございます。

御指摘の事項につきましては、今までの手法をしっかりと検証するとともに、各担当とも情報の共有を図り、日本遺産が全てではないにしても、町として宣伝、広告、PRすべきは何か、パンフレットの種類や形態に合わせまして、ケース・バイ・ケースではございますが、より効果的で成果が上がるよう、改めて担当と各ジャンルでの意識の共有を図りまして、町としてしっかりとPRしていくべき、ふさわしい事項を精査、協議しながら、その対応を図ってまいりたいと考えてございます。

あわせまして、町、教育委員会、観光協会、商工会等、関係する皆様に、しっかり情報が共

有されるようにしてまいりたいと考えておるところでございます。

日本遺産の関係につきましては、教育委員会担当での取り組みのほか、観光協会におきまして、観光案内業務の中で、ポスターを掲示するとともに、「黒耀石のふるさと長和町ガイドブック」「星降る中部高地の縄文世界」というチラシや冊子につきましても、多くの観光客の皆様に手にしていただけるように設置をしながら、他の観光施設と同様に、多くのお客様に足を運んでいただけるよう御案内をいたしておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） ただいまの答弁につきまして、ここで幾つか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

ただいまの答弁にあるように、町や広域的事業などにより作成しているパンフレットについては、全て使い切ってから新たなものを作成するということでしたが、現在配布されている長和町のパンフレットは、いつ作成されたものでしょうか。また、現在の在庫はどの程度あるのか伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 現在のメインとなります町の総合パンフレットにつきましてでございますが、平成29年度に今のものをリニューアルし、5万部作成したところでございます。在庫につきましては、1万部あるわけでございます。

今年度については増刷することになるかと思っておりますので、この際、今回御質問の日本遺産に関する情報につきましても、積極的に掲載をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） もう一つ。新たなパンフレットについて、原稿の修正依頼があったときは、主に観光協会が対応するとのことですが、当然、掲載する情報については、数ある町の観光情報から取捨選択を迫られることとなります。その際の、情報を選択する基準はどこにあるのか確認しておきたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） ただいまの情報を選択する基準につきましては、特に定めてはございません。観光パンフレットの目的といたしますと、まずは観光客の皆様が知りたい情報を載せる、そして長和町が観光客の皆様を知っていただきたい情報を載せるということであろうかと考えるところでございます。

いずれにいたしましても、パンフレットの内容や設置場所等に見合った、ふさわしい情報を載せてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 当然、数年にわたり使われるパンフレットであれば、スキー場のような季節的な観光資源も含め、一年のできる限り長い期間あるいは通年にわたり観光客を誘客できる情報が有効であり、町が注目されるような宣伝とともに、長和町での滞在や消費が喚起されるようなイベント情報が優先的に掲載されるべきではないかと考えますし、その時点においてタイムリーで、集客に有効な情報を選択すべきと考えますが、この点において、現時点において、日本遺産に関する情報は積極的に掲載すべきものであると考えますので、対応をお願いしたいというふうに思います。

これまで町では、情報広報課を中心に町の情報を取りまとめ、積極的に情報発信を行うことを目指してきたと思いますが、インバウンドに対する取り組みについては、町のPR活動が一元的になされているとは言いがたいと思います。このような状況をどう考えるか、また、今後の情報発信のあり方について、どのような方針で臨む考えか伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 城内情報広報課長。

○情報広報課長（城内秀樹君） インバウンドに対する町のPR活動としては、長和町公式ホームページによる情報発信、また、ホームページの多言語化を進めております。観光事業の情報発信は、観光協会において多言語化されたホームページを設置し、町の観光PRを進めているところでもあります。

あわせて、町の観光パンフレットを平成30年度に作成し、活用を進めています。活用を進めている中、海外エージェントの皆様より、滞在型（体験型）観光に対応した多言語化パンフレットの要望をいただいているところでございます。

今年度は、日本遺産を核とした映像発信による観光振興事業として、映像による町の魅力を、多言語対応にてSNS等で発信することを実施する予定でございます。

一元的にということですが、インバウンドにつきましては、多言語化等の取り組みを始めたところでもございますので、少し物足りなさを感じられるのは御指摘のとおりかと思われれます。今後につきましても、観光誘客などに関する観光協会での取り組みにあわせて、引き続き関係部署と連絡を取り合い、ホームページ等で情報発信をしまいたいと考えております。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 町の情報発信を積極的に行うとともに、観光客の受け入れ体制についても考える必要があります。特に、インバウンドの受け入れ体制については、早急に町の組織を充実させる必要があります。これに向けての取り組みは行われているか、または今後、体制を整えていく考えはあるか伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 昨年の訪日外国人旅行客でございますが、年間で3,000

万人を超えたということでございます。本年につきましても、この1月から4月の間で1,098万人ということでございます。それらを見ますれば、本年につきましても3,000万人を超す状況となっております。

うち県内には、およそ147万人という皆様が訪れておるということでございます。以前は、そのほとんどが冬の白馬ですとか、湯沢温泉ですとかそういった学習旅行でございましたけれども、現在につきましては、さまざまな時期に、さまざまな地域へ広がっているということでございます。

また、本年開催されますラグビーのワールドカップ、2020年の東京オリンピックなどにつきましても、現在よりもさらに日本を訪れる外国人旅行客は増加するであろうということで想定するところでございます。

その受け入れ体制についてでございますけれども、受け入れ団体との連絡調整や各種事務事業につきましては、観光協会を基軸として取り組んでいければ、理想的であると考えておるところでございます。

現在、町の商工観光係で積極的に取り組んでおりますインバウンド対策としてのコンシェルジュ育成事業とあわせまして、観光協会と連携した中で、実践的な取り組みを鋭意進めてまいりたいと考えておるところでございます。

参考でございますが、観光協会の今年度の事業で、インバウンド事業に対する講演会を開催するというところで予定しておるところでございます。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 多くの観光客や外国人を受け入れるためには、町にある観光にかかわる事業者や観光に取り組んでいる町民、観光資源を生かそうとする取り組みをしている地域おこし協力隊員などをまとめていく必要があります。そのためのコーディネーター等の育成や設置が必要であると考えますが、町として、中心となってインバウンドの受け入れなどにかかわる人材を置く、または募集、発掘する考えはあるか伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 基本的には、議員のおっしゃるとおりだと思っておりますが、インバウンドの事業につきましては、慎重に対応し、受け皿等の体制を構築することが先決問題ではないかというふうに考えております。

受け入れに関する人材の新たな募集や発掘については、地域の皆さんや各事業者等と同じ目線で目的を持ち、現状把握や受け入れ事業者の皆さんとの信頼関係の構築などが必要となります。それには、かなりしっかりとした人材が望まれ、専門的な人物でないと務まらないと思われれます。これには多額の費用が生ずることとなります。

現状としては、かなり難しいのではないかと考えますので、現在、2名の地域おこし協力隊

員が取り組んでいるミッションがございますので、この皆さんが各種体験事業を基盤に起業できるよう期待するとともに、支援等の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 来年度には、現在進められている「マルメロの駅ながと」の複合施設と再整備が終了して、町の集客の拠点がふえることとなります。だからこそ、今のこの時期に、年間を通した町の観光情報を取りまとめ、発信し、観光客が長和町を周回して、長く滞在できるような仕組みをつくる必要があると考えます。長門牧場、スキー場、日本遺産、トレッキング、道の駅、宿場、ペンション等々の魅力を有機的につなぎ、観光客を呼び込んで受け入れるために、積極的な取り組みをしていかなければならない。そのためには、どのようにしていこうと考えているか、その必要性に対する考えと、今後の施策を聞きたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 道の駅に施設整備します直売所につきましては、地域農業などの活性化を具現化する地域振興だけではなくて、観光や商工業の発展もその目的の一つというふうになっております。したがって、町の情報の発信地はもとより、人的交流やコミュニティーの創出など、あらゆる面での拠点施設として、町の核として、その機能を十分に発揮しなければならないというふうに考えておるところでございます。

また、考えられるあらゆる手法や、情報の発信による誘客や、観光協会会員など受け皿となる事業者の体制整備や活性化、また、点を線にするような仕組みや体制づくりなど、多くの課題はあろうかと思いますが、関係する諸機関などとも深い連携のもと、その解決のために、観光協会を基本的な体制整備に関する構築団体と捉えまして、積極的に取り組みを推進していきたいというふうに考えております。

また、昨日、ちょうど長野県の地方六団体、いわゆる県、県議会、それから市長会、市議会、議長会、それから町村会、町村議会議長会、この6団体で中央要望活動をしてまいりました。そして、長野県出身の国会議員等との懇談会もしてまいりました。

特に、環境省にも行ってまいりました。やはり、この問題は、国も相当力を入れておりますし、それから長野県も力を入れております。そういったことで、県の中にも、非常に観光に対して力を入れる、そういう姿勢が見えておりますので、近々また阿部知事が中国のほうへ行くというようなお話もございました。

そういったところの連携を十分とりながら、特にこの東信地域、インバウンド、少しおくれでおるといような認識をしておりますので、そこら辺の横の連絡等もとりながら、今後、先ほども話ありましたラグビーのワールドカップ、それから来年のオリンピック、そういったようなことに対応していかなければというふうに考えておりますので、また議員各位の皆さんにも、いろいろな意味で御協力をいただければと、こんなふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 関係機関と連携しまして、積極的な取り組みを推進していただきたいというふうに思います。

また、町の情報発信についても、行政内の部局を超えたつながりを密にして、誰が最終的な責任を持って発信していくのかを明確にした上で、町に人を呼び込む仕組みを構築するべく研究していただくことを要望しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田村孝浩君） 以上で、4番、森田公明議員の一般質問を終結いたします。

ここで、1時まで、昼食のため休憩といたします。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時00分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

2番、渡辺久人議員の一般質問を許します。

渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

本日、私は1番目として長和町の防災体制について、2番目に休日町長室について、3番目に地域おこし協力隊について、順次、以上3点質問させていただきます。

最初に、長和町の防災体制の強化に向けて、まず自主防災組織について質問いたします。

平成29年12月の定例会で、自主防災組織の設立についての質問に対して、町長は「平成31年度を目標とし、全地区に自主防災組織が設立できるよう進めていく」との答弁をいただいております。その平成31年度とは今年度であります。改めて、現在の設立状況と年度内の見通しはどうなっているのでしょうかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 自主防災組織の現在の設立状況と年度内の見通しについて、答弁をさせていただきます。

6月1日現在の設置団体数は13団体となっており、長和町にある86区のうち22の区で設置をされております。世帯数での設置率は27%となります。

今年度の見通しとの質問ですが、4月に開催されました自治会長、区長会でもお願いをさせていただきました。今後、改めて職員が各地区で説明会を開催しまして、自主防災組織の必要性を御理解いただいた上で設置を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 町では、危機管理担当者が地区説明会を行っているにも関わらず、自主防災組織の設立が進まないのはなぜでしょうか。また、今後はどのように行うのかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 自主防災組織の設置の進捗についての御質問でございますが、過去の答弁でもありますとおり、平成29年度開催した防災講習会でのアンケート結果によりますと、全体の約26%の方が「すぐにでも立ち上げるべきだと思う」、約63%の方が「区で相談する必要があるが、前向きに検討すべきだと思う」との結果であり、自主防災組織の必要性についてはおおむね御理解をいただいていると思います。それでも、今、お話ございましたように、組織化が進まない理由は、大きく次の2つの理由によるものではないかというふうに思っております。

1つ目としては、長和町は災害が余りない町であり、今までそうであったように、めったなことはないだろうという住民の皆さんの安心感等の思いによるものであります。

2つ目は、組織の課題として、リーダーも含めて高齢化が進んできていることや、区長等が1年から2年で交代となり、リーダーの育成が難しいことなどが上げられるのではないかとこのように思っております。

このようなことから、改めて職員が自治会や区に出向き、説明をしていきたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 次に、地区防災会議について、地区防災会議は自主防災組織の上位組織として位置づけられていますが、それぞれ4地区の実態と活動状況についてお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 地区防災会議は、長和町防災会議条例及び長和町防災会議条例施行規則で定められており、大門、長久保、古町、和田地区それぞれに設置されております。

活動の内容については、長和町地域防災計画の防災会議、自主防災組織の充実強化に関する計画に基本方針、主な取り組みについて定められております。

各地区の実態と活動状況についてですが、大門地区、長久保地区についてはこの数年、地区防災会議の活動について報告はございません。

長久保地区については、過日、今年の組織編制表を渡辺議員から御提出いただきましたので、会議の開催をお願いするところであります。

古町地区については、毎年、梅雨期において防災会議を開催していただき、地域連携を図っていただいているところです。また、和田地区においては、昨年8月に地区防災会議を開催いただき、あわせて区長会を開催して自主防災組織の設置について説明をさせていただきました。

近年、多発します災害に対して、自分の命はみずから守るの精神で地域連携を図れるよう地区防災会議を開催し、防災意識の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） ただいまの答弁で、長久保地区防災会議を開催し、地区連携を図れとのことですが、長久保地区防災会議の再編成のちょっと経過を申し上げますと、昨年9月に町長から会長の委嘱を私が受けました。それで、組織編成に取りかかりました。さらに町内会役員の再選を待ち、本年2月に開催されました長久保区長会議におきまして、組織の再構築と役員組織構成の承認をいただき、全町内回覧にて周知を図り、長久保の皆さんにも承認いただいたと理解しております。

また、1月にはこの組織編成を見据えた中で、文化財防火デーに合わせた消火訓練を実施し、区長さん始め、大勢の長久保の皆さんに御参加いただきました。さらに、長久保地区防災会議は単に机上の地区防災にとどまらず、避難所が開設された場合は避難所運営委員会に移行する体制としました。

次に、平成31年3月内閣府から避難勧告等に関するガイドラインが出されています。その内容は、平成30年7月、今年の豪雨の教訓を今後に生かすべく、これまでの行政主導の取り組みを見直し、住民がみずからの命はみずからが守る意識を持って、みずからの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取り組み強化による防災意識の高い社会の構築に向けてと報告されています。これは、行政の避難勧告などにも関わらず、住民が避難せず、結果多くの犠牲者が出てしまった事実があったからと考えます。少し長くなりますが、その内容は、1として住民の災害リスク等、とるべき避難行動の理解促進、水害、土砂災害のリスクがある全ての小学校、中学校において、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までに避難訓練とあわせて防災訓練を実施すること、2番目に各地域において自助共助の取り組みが適切かつ継続的に実施されるようにするため、防災の基本的な執権を兼ね備えた地域防災リーダーを育成すること、3番目に高齢者等の要配慮者の避難の実効性確保のため、危機管理係と地域包括支援センター、ケアマネジャーの連携により、高齢者の避難行動に対する理解を促進すること、4番目に防災気象情報等と地方公共団体が発令する避難勧告等の避難情報の連携で、大雨や洪水などの際、市町村による避難指示、勧告や県と気象台が出す土砂災害警戒情報などの情報を災害の切迫度に合わせて5段階の警戒レベルで示す仕組み、これは先月29日から全国的に始まっております。この4点で、これらについてまだ長和町では履行されておらない状況と思われまます。本質問であります自主防災組織の立ち上げが進まない原因は、今、申し上げた1番目、2番目の住民の災害リスクの欠如と地域の防災リーダー、人材が不在かと考えます。

先ほど、課長の答弁では、改めて職員が自治会や区に出向き説明をしてきたいとのことでしたが、今までどおり単に地区説明会を行っただけで、その後、地区のリーダーたる人にアプローチをしなければ、その先には進まないと思います。また、地区防災会議の充実強化を図ることにより、自主防災組織設立の促進と設立までのフォローができると考えます。そのためにも、地域で防災リーダーの養成が必要です。地域で防災リーダーとなり得る人材のピックアップと防災リーダーの育成を行う考えはないかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 先ほどの御質問で答弁をさせていただきました長和町地域防災計画の防災会議、自主防災組織の充実強化に関する計画に、リーダーに対する研修等が記載されております。

現在、地区防災会議については、町会、町議会議員、財産区議員の皆様、自主防災組織については、自治会長、区長の皆様を中心に組織を編成していただいております。

今後、地区防災会議の皆様や区長の皆様、消防団OBの皆様などに御協力をいただき、防災リーダー講習会などへの参加を進めてまいりたいと考えております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 近隣の市町村を見ますと、上田市では上田市防災士等協議会が組織され、防災士は5名ほど参加しております。その防災士により防災講演会、自主防災リーダー研修会などを開催しております。

また下諏訪町では、昨年4月から防災士の皆さんによる組織、防災ネットワークしもすわが発足しております。下諏訪町には101人の防災士がおり、そのほとんどの方がこの組織に加入して、地域防災力の強化に向けて活動を行っております。さらに、防災士の資格所得に対し、町から補助金を交付しております。

ただいまの課長の答弁では、地区防災会議区長消防団OBの方がリーダーであり、リーダーに対しての講習会を進めるとありましたが、リーダーは未だ不在であると思えます。まず、リーダーを養成するための講習会を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。例えば、長和町でも社会福祉士協議会で日赤の救急講習会などがありますが、そういった講習会をスケールアップして防災リーダー養成講座を開催し、防災減災に関する知識や実践力を習得いただいた後、リーダーにより協議会等を立ち上げ、それぞれの地区で自主防災組織の設立への協力、防災訓練への参加、指導などさまざまな防災場面で活躍していただければと考えます。

質問です。先ほどの平成31年3月公表された内閣府のガイドラインとは別に、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために、土砂災害防止法が平成29年6月19日に改正されております。改正後の土砂災害防止法では、土砂災害警戒区域内あるいは浸水区域の要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務づけ、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることとしています。

該当する施設は、社会福祉施設、学校、医療施設になりますが、長和町にはこのような施設が幾つあるかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 渡辺議員おっしゃるとおり、水防法等の一部を改正する法律の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、土砂災害防止法が平成29年に改正され、この法律により浸水想定区域、土砂災害危険区域内の要配慮者利用施設の管理者等は

避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務づけられております。現在、長和町では17施設がこの法律に該当します。

施設といたしましては、国保依田窪病院、長門小学校、和田小学校、ながと保育園、和田保育園、長門ふれあい館、和田児童クラブ、大門の家、デイサービスセンター和田、グループホーム和田、高齢者生活福祉センターほほえみ、中町荘、大石荘、入大門荘、下木戸荘、生活介護事業和いわい、福祉企業センター、以上の17施設となっております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） ただいま、17施設があるということなのですが、避難確保計画を作成し市町村長に報告しなければなりません、報告された施設はありますかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 現在、1つの施設から避難確保計画が提出されているという状況であります。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） ちょっと私も知る範囲で調べてみたんですけど、長和町では、今、1つの施設ということなのですが、依田窪南部中学校、ここは上田市管轄になりますけれども、消防機関のほうへは消防計画、提出しなければならないんですが、消防機関のほうへは避難確保計画も提出されておりました。ほとんどが町管理となる施設で、提出されてはならないような状況ですが、依田窪病院でいえば2メートル以下の浸水、水がついてきます。それから小学校、保育所などは、土砂災害警戒区域内にさらされています。災害弱者を預かり保護する立場の施設で提出されていないということは非常に残念であります。

提出期限を既に1年以上経過しております。町長はその施設管理者に対して、期限を定めて避難確保計画の作成を求める指示を行い、その指示に従わなければ公表することができるとなっております。まず、避難確保計画の作成の指示をしなければなりませんので、ぜひお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 平成30年3月に要配慮者施設管理者向け説明会を開催いたしまして、避難確保計画の作成をお願いしたところでございますが、現状は、先ほど課長から報告したとおりでございます。土砂災害が発生しやすくなる雨期になりますし、台風シーズンも控えておりますので、改めて各施設管理者へ通知をいたしまして、避難確保計画の作成を求めているというふう考えております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 先ほども申しましたが、ほとんどが町の施設でございます。教育委員会あるいはこども健康推進課が所管でありますので、詳記の避難計画の作成と、何よりもこれに基づいた訓練の実施を行う必要があります。

次に、防災関係最後の質問ですが、今年度、町内全域で防災訓練を行う計画があると聞いていますが、いつ頃どのような訓練を行うのかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 防災訓練でありますけれども、9月1日、日曜日に実施を計画しております。

訓練の実施計画については、現在作成を進めているところでございますが、水害を想定し、長野県、警察署、消防署等の関係機関の御協力を得て、避難誘導、避難所の開設を中心に実施を計画しております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 訓練の形態ですが、自主防災組織、地区防災会議を主体に住民参加型で避難開始の勧告とか避難の実災、避難所の開設、運営までを盛り込んだ訓練を行ったらどうかと考えております。

計画が決定すれば、地元自主防災組織あるいは地区防災会議としても積極的に参加をしたいと考えておりますので、また会議等も開催いたしますので、説明等に出向いただければと思います。

次に、2番目の質問です。休日町長室についてです。

4月15日開催の自治会長及び区長合同会議において、月1回程度、休日町長室を設置するという説明がありました。町長も大変お忙しい中、時間を調整し、去る5月19日に2回目の休日町長室が行われたようです。

このように、市長が住民の皆さんの御意見を伺う方法としては、今回のように町長室を開放する方法、インターネットメールによる方法、手紙、ファックスなどがあります。また、一般的にはパブリックコメント、行政側が出向いて行う懇談会などがあります。今回、ゆいねっとの文字放送では、「町長に面会したい」、「相談したいこと」などになっていましたが、町長はこの休日町長室をどのような思いで始められたのでしょうかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 平成23年6月に長野県町村会の副会長に就任をいたしまして、当然のことながらその用務のため、町を留守にすることがふえておりました。今年2月に町村会長に就任し、どうしても町を離れている機会が多くなることが予想されました。

私は、以前からお出かけ町長室ですとか、私がお茶を入れるのでいつでもどなたでも町長室にお出かけくださいといった姿勢で、町民の方と気軽にお話をする機会を設けてまいりました。

しかしながら、町村会長に就いたことで、町長に用事があってもなかなか会えないといったことも考えられますので、今までどおり町民の方が気軽に町長と話ができる、入りやすい町長室としていきたいと考えまして、私のスケジュールのない休日を選びまして、休日町長室を行うことといたしました。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） これまでの開催は、その趣旨や対象者、申し込み方法、さらに解説そのものの周知も不十分だったのではないかと思います。今後、改善の必要があると思いますが2いかがでしょうかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 今回の休日町長室は、先ほど申し上げましたとおり、以前の気軽に町長室にお立ち寄りくださいといった私の思いの延長で設けさせていただきました。したがって、「この話題で」ですとか、「特定の方を対象にお話をお伺いします」というようにかた苦しいところはなるべく出さずに、続けていければよいのではないかとというふうに思っております。

周知につきましては、事前に広報でお知らせいたしましても、スケジュールの関係上キャンセルによって御迷惑をおかけする場合も考えられましたので、確実にスケジュールがとれる段階で、おおむね実施日の1週間前から文字放送でのお知らせとしております。

休日町長室はまだ始めたばかりですし、まだまだ町民の方の認知度も低いと思われませんが、少し続けていくことによって、こういう機会があるとわかっていただけたらと思っております。また、今のところ月に1回実施しておりますが、スケジュールによりまして開催できない場合も、またあるいは月に2回開催できる場合もありますので、日程調整をしっかりとしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、まだ2回開催したところでございますので、様子を見ながら周知、方法も含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 面談の内容は、お茶のみ程度のものから要望、陳情、直接請求なども考えられますが、申し込み者全員と面談するのか、面談の内容の制限はしないのでしょうかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 懇談の内容を制限することは、全く考えておりません。

例えば、区の総意によつての陳情といった程度のことであれば、あえて休日町長室でなくても、平日で役場へ相談に来ていただければ担当者を含めた話し合いができますし、先ほど申し上げましたとおり、誰でも気軽に入れる町長室としていきたいと考えておりますので、ふだんかしこまって言えないことや相談事、世間話でも構わないと思っております。

全ての申し込みに対応するのかにつきましては、これまで2回の開催した中では、申し込みがあった単位で、1時間を最長2時間とらせていただき、時間不足等でお断りするようなことはありませんでした。

今後は、申し込みの状況によりますが、件数が多くなるようでしたら、1件当たり、時間調

整ですとか、別の日に改めて時間をとるといったような方法も考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 懇談の対象者、内容もフリーで制限は行わないとのことですが、一般的には次のような事項が制限されているようです。町政に関係しないもの、誹謗中傷またはこれに類するもの、個人のプライバシーの侵害に当たるもの、公序良俗に反するような事柄、広告・営業行為と捉えられるもの、調査・アンケートまたはこれに類するもの、趣旨が不明確なもの、同一の方などから同一趣旨の複数回のもの、地区のルールに反した要望などです。

面談後の対応、例えば回答とか公表はどのように行うのか、出向いて行う地区懇談会とは別と考えてよろしいでしょうかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 面談後の対応につきましては、その内容によりまして担当課、係にその内容を伝え対応させることもあると思いますし、内容はさまざまでありますので、公表が必要なものであればもちろん個人が特定されない形で公表して対応させていただきたいと思っております。

先ほどから申し上げましているとおりの趣旨で行う休日町長室でございますので、出向いて話題をある程度決めて行う地区懇談会とは別であるというふうに考えております。しかし、休日町長室に限らず、いろいろな場面でいただいた御意見は町民の方の御意見としては同じと考えておりますので、今後の町政運営のさまざまな面で生かしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 地区へ出向いての懇談会も行っていただきたいとの要望も兼ねましてあえて質問させていただきました。非常に多忙の中、貴重な時間で行われる休日町長室であります。公平性、透明性を確保するためにも町政に反映できると思われる懇談内容は公表していただくことをお願いいたします。

次に、最後の質問になりますが、地域おこし協力隊の活動と任期終了後の見通しは、ということでも質問させていただきます。

地域おこし協力隊制度は、地域力創造プランの柱として平成21年度から総務省によって制度化され、平成30年度には全国1,061の自治体で5,530人の隊員が活躍しております。長和町では平成27年度から開始され、東久保貴之氏、東京都出身が長和町初の1期目の任期を終了いたしました。東久保さんは家族4人で移住され、一昨年には会社を設立、現在、地元の方2名も雇用しております。また、現在は、オンラインショップを開設、チョウザメの養殖、6次産業化などの地域産業の発展を目指して活躍され、地域おこし協力隊の最終目的である移住定住につながった成功例であり、今後の発展を期待するところであります。

そこで質問です。現在、長和町では何名の隊員がどのような目標を持って、どのような活動を行っているか、任期終了後の見通しはどうかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 現在、3名の地域おこし協力隊員の皆さんが活動を行っております。

内容につきましては、主に長和町の自然、農業や林業を取り入れたグリーンツーリズムなどの推進、それからイベント参加による特産品などを扱った物販、空き家バンクを利用とした移住の促進、旅行業取扱管理者資格の取得など、将来を見据えた活動を通して、任期終了後に長和町に居を構え、自立した生活を送ることができるよう各隊員が取り組んでいるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） ただいま答弁をいただきましたが、個々にどのような活動を行っているか具体的に聞きたかったわけですが、いずれ報告会等も開催されると思いますので、それぞれ目標、活動内容、成果などを発表いただけることを期待しております。

次に、今年度、任用の隊員は何名でしょうか。今回の活動概要は、歴史遺産を生かしたまちづくりを推進する活動、長和町道の駅エリア活性化推進事業の推進活動と指定されていますが、このミッションと隊員採用に至るまでのプロセスはどのようなものだったのでしょうかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） それぞれのミッションにおける募集人員につきましては、歴史遺産を生かしたまちづくりを推進する活動関係で2名、長和町道の駅エリア活性化推進事業の推進活動関係で1名の計3名を予定しておりました。

募集につきましては、町のホームページ、一般社団法人移住交流促進機構などを通じて全国に呼びかけさせていただきました。その結果、3名の方の応募があり、信州・長和町地域おこし協力隊応募用紙、履歴書及び面接により審査を行いまして、7月1日から2名の方を任用することとさせていただいたところでございます。

歴史遺産関係の隊員につきましては、黒曜石鉱山を始めとする縄文遺跡が日本遺産の認定を受けたことから、今後どのようにそれらの歴史遺産を地域振興の資源として活用、発信していくべきか、その方法や体制づくりを検討することをテーマとして募集いたしました。

任用になった1名の隊員につきましては、デザイナーとして各種イベントや商品のPR活動の経験を有し、人と歴史や自然をテーマとした空間デザインにかかわる芸術活動を目指していることから、既存あるいは新規のワークショップの魅力や演出を再考していただき、情報社会に対応したイメージ戦略やニーズ層の拡大に貢献していただける可能性を評価いたしました。

また、道の駅エリア活性化関連の隊員につきましては、長和町が好きであり、町の魅力や可能性を十分に引き出したいとの思いがあり、職歴として仕入れや企画、販売、人材育成などの

経験を生かして、町民、地域、観光客などの皆様に長和町は面白いと感じてもらえ、行きたくなる直売所、ほかに類のない楽しい直売所をつくりたいという強い意志を確認させていただいたところでございます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 2名の隊員の採用ということで、それぞれこのミッションに適したキャリアをお持ちであると判断いたします。十分に発揮していただきたいと思います。

今回の募集は、ミッションタイプと言われる形態ですが、決まった業務を最長3年間取り組むスタイルになるかと思えます。隊員のキャリアにも関係しますが、歴史遺産に関しては教育委員会、道の駅に関しては産業振興課の所管となりますが、各課ではそれぞれ隊員活用及び起業に結びつけるプランはあるのでしょうかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

歴史遺産の隊員に関しましては、日本遺産としての価値とその活用の実態や技術を熟知していただき、観光資源としての新たな利用層の創出や拡大に取り組んでいただくとともに、付随する多種多様な業務について、請負が可能な人材と組織体制をつくりたいと考えております。

また、道の駅エリア活性化の隊員につきましては、さまざまな活動を通して、早期に人や文化などと触れ合い把握していくとともに、本年施設整備をする直売施設で中核として施設の運営に携わっていただけるような人材になるよう考え、期待をしているところでございます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 長和町の隊員の任用形態は、非常勤の特別外部職員と位置づけられていますが、来年4月1日から施行される会計年度任用職員制度の導入に伴い、どのような身分となるのかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 来年4月1日施行の法律の改正に伴いまして、特別職非常勤職員につきましては、制度が本来想定する学識経験等に基づき、助言、調査等を行う者に厳格化することから、地域おこし協力隊員は一般職の会計年度任用職員として任用することとなります。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 来年度からの会計年度任用職員制度に伴い、9月か12月になるかと思いますが、条例改正に向け準備中かと思われませんが、地域おこし協力隊にあっても一般職の服務規程が適用されるかと思えます。

今回、採用された隊員3人は、この2つのミッションに適したスキルを持っておると判断できます。また、本来なら新たな事業を起こそうとするものたちを束ね、サポートするスキルが行政側にも求められます。地域おこし協力隊の成功例を聞きますと、地域自治会に参加し、住

民の皆さんとコミュニティーを築き、町内の活動などにも積極的に参加し、地域の方からも認められることが重要と聞いております。現在、任期中の隊員の方も消防団等に入団し、同世代の方々とコミュニティーをとっております。今回の2つのミッションは新事業でもありますし、現在、活躍中であります隊員の皆さんに対しても、行政側はしっかりとサポートし、協力隊の任期終了後も継続して関わっていただけるキャリアを築いていただきたいと思います。

以上、本日、私の一般質問は終了させていただきます。

○議長（田村孝浩君） 以上で、2番、渡辺久人議員の一般質問を終結いたします。

ここで、1時50分まで休憩といたします。

休 憩 午後 1時37分

再 開 午後 1時50分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

5番、宮沢清治議員の一般質問を許します。

宮沢清治議員。

○5番（宮沢清治君） ただいま、議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

本日は、町村会長に就任されてということと、町の障害福祉については、この2点を質問してまいりたいと思います。お互いにつらい時間ではありますが、ひとつおつき合いをお願いします。

まず、町村会長に就任されてということで質問をさせていただきますが、町長は、平成31年2月19日から、長野県内の58町村から構成された長野県町村会長に就任され、非常にタイトなスケジュールをこなされております。会長に就任前も、副会長として会長を補佐し、町村のため御尽力されておりましたことは承知しております。会長ともなれば、御自分で会議を招集し、最後まで責任を全うしなければなりません。

会長就任時、町長は、町長公務として町にいないと認められない公務と長野県の町村の代表として町内に出なければならない公務が重なり、役場にいる時間が少なくなってしまう。そのため、町村会長は激務であろうと思うが、この経験が長和町にとってプラスになるように努力していく。そこで、平成31年4月1日より、土日祝日は都合のつく範囲で庁舎にいるようにする。町民の皆さんが気楽に入れる町長室を目指しているとのコメントがありました。

そこで、質問をしてまいります。

まず、1つ目ではありますが、会長就任前から町長は町内に不在のときが多過ぎる。本業の町長としての職務に支障が出やしないか。指揮官として腰を据えて職を遂行してもらいたい。また、大規模災害発生時の指揮命令等、危機管理は大丈夫かなどの町民の方からの声が聞こえました。まず、このことについて所見を伺います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 宮沢議員に質問をいただきまして、こういった機会をつくっていただいたことは、決してつらい時間だとは思っておりません。よろしくお願いをしたいと思います。

長野県町村会長就任に当たりましては、3月定例会時の挨拶でも申し上げましたとおり、長和町にとってプラスになるよう、さまざまな関係機関とのパイプを一層太くし、人脈と情報を最大限に活用してまいったと考えておりますし、今後もそのような姿勢で職務に当たっていく覚悟でございます。

確かに、以前と比べますと町外に出る機会が多くなっておりますが、不在の際には副町長がしっかりと対応しておりますし、各事業の打ち合せ等についても、庁舎内で町長執務をしている際に、報告や事業方針の確認など支障なく行っていると考えております。

また、災害時においては、突発的な地震などは別として、梅雨前線や台風などの接近による風水害や大雪など、ある程度予測ができる災害の発生が予想される場合には、危機管理担当の総務課において天気や雨量情報を収集し、災害対策準備室を設置して対応策を検討しております。そういった状況を見極め、あらかじめ予定していた出張をキャンセルするなどの対応をしております。

これまでも、災害対策本部設置時に私が不在にしたことはありませんし、災害の発生が予想される場合には、今までどおり町にいて、いつでも対応できるようにしてまいりたいと考えております。

また、当町に災害の発生が予想されるような状況であれば、当然広い範囲で災害の発生が予想されることとなり、町村会等の会議も、主催者側も開催を配慮しなければならない状況であるというふうに思っております。

出張の回数等具体的なことは、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（田村孝浩君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 今年度の長野県町村会の年間行事スケジュールから見ますと、これまでの町村会副会長として出席したもの以外に、町村会長として出席するものは年間16日となっております。

また、町村会長として、充て職での他の関係団体の役職等による出張も多いわけですが、一日の日程調整の中で、できるだけ同一範囲で会議等ができるよう、例えば長野市内で1日で3つの会議を行うといった調整をしているところです。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 宮沢清治議員。

○5番（宮沢清治君） 先ほど、私のほうで、町長のコメントの中の文面をお読みしたわけですが、その中で、町村会長の経験が町にとってプラスになるように努力していくと言われておりますが、町のためのプラスとは何かということについてお伺いをいたします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 実は私、和田村長のころから、市町村長はその市町村のセールスマンであると考えています。

私たち市町村長が地元にとどまって町長室にいればいいというものではないと思っておりますし、むしろ、外へ出ていき、町を宣伝して町に関連する仕事や観光を活性化させることが一番だというふうに考えております。

まして、町村会長として知事や国会議員とより密接になり、要望活動や意見交換会の機会は格段にふえまして、日本全国の町村会長との交流が持てることも大きなチャンスになるというふうに考えております。

長和町のトップセールスマンとして全国的なつながりができることにより、さらに町の売り込みを全国にしていき、町に対しての仕事や観光がよりよくなるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 宮沢清治議員。

○5番（宮沢清治君） 首長は、その市町村のトップセールスマンであるべき論、動く広告塔論は私的にもそのとおりだと思っております。私も、民間企業で育ってきた人間としまして、その思いが人一倍強いのかもしれませんが、やはり首長はトップセールスマンとして御活躍いただくことは、少なくとも町のPRにつながり、情報収集に大いに役立つものと思っており、今後2年間に期待するところであります。

また、昨日そしてきょう、新聞また民放のテレビで、町長が高校時代にオリンピックの聖火ランナーとして走られたことや、来る東京オリンピックへの思いを語った記事、放映がされました。ここの記事を見ましても、長和町というのが出ておりますし、そういったことで今後もマスコミを上手に使っていただければなと思っておりますので、そこら辺を申し添えて次の質問に移ります。

今回、この辺は渡辺議員の先ほどの質問の中と若干かぶりますが、御容赦願いたいと思えます。今回、4月1日から、土日祝日は都合のつく範囲で庁舎にいるようにするとのことで、おおむね2カ月が経過しました。土曜祝日に庁舎に詰めた日数、これまで先ほどの答弁の中では2回実施したという御答弁がありました。面談に来た町民の数等の実績及びこの制度の自己評価を伺います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 私の耳にも、町長忙しくなって町にいる時間が少なくなるのではといった御意見もございました。そんなことから、特に住民の皆さんと直接お話しができる場として、4月から休日町長室を設けさせていただきました。

お話のとおり、まだ実質2回の開催でございます。住民の皆さんに、休日町長室が認知されていないことがあろうかと思いますが、また、休日とはいえ急に予定が入る場合があるため、

なかなか前もって広報などでお知らせができないこともございます。当面、先ほど渡辺議員のお話にもさせていただきましたが、これまでどおり町のケーブルテレビの文字放送によってお知らせをしながら実施をしてまいりたいというふうに考えております。

実績的には、最初の開催となりました4月6日土曜日は、9時から12時まで行い、10時から2名の方、それから11時から2名の方と雑談も含めまして相談等の面談を行ったところでございます。前回の5月19日日曜日は、9時から1名、10時から4名、それから11時から1名の方からお話をお聞きいたしました。面談の内容に応じて、具体的な要望事項などは各担当課に申し伝え、対処を指示するとともに、今後の町政運営に参考になります貴重な御意見もいただいております、今、有意義な機会となっているというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 宮沢清治議員。

○5番（宮沢清治君） この、最後の質問であります、この質問について、いわゆる藤原会長の残任期間である5月31日までの任期とのことで、6月からの去就についてとか、休日町長室の継続されるのかという、ここら辺については、先ほどの渡辺議員の中にもありましたし、また、この議会開会日に町長提案理由の中でも述べられておりましたし、また新聞報道もありましたので、この質問は割愛させていただきます。

さて、私はこれまで町長の答弁を受け、町長のスケジュールの中で優先すべきは町村会長職なのかなと感じました。だとすれば、副町長はもとより職員各位におかれましても、ベクトルをしっかりと合わせ、町長不在時に対応をお願いするとともに、町長におかれましては、町村会長という重責、そしてそれに伴う充て職での会議出席と、町長職以外にも今後2年間は多忙な日を過ごされるわけですが、心身ともに健康で人口減少、財政難など課題を抱える小さな県内町村のため、また基盤である長和町のためにさらなる御尽力をお願いして次の質問に移ります。

2番目の大きな質問で、町の障害者福祉について伺ってまいります。

長和町には、町政白書によると平成30年3月31日現在、各障害者手帳を保持されている身体障害者の方が472名、知的障害者の方が82名、精神障害者の方が99名、計653名の方が生活されております。

障害をお持ちの方も、一人の人間として人権を尊重し、ともにお互いに認め合って生きていく社会を目指し、障害をお持ちの方がさらに広く理解され、地域でも受け入れられることが求められております。

そこで、質問に移ります。

まず、初めに障害者の福祉に当たっては、福祉を通じた一生涯への幅広い支援が必要となります。長和町における障害者施策の基本理念と取り組みについて、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町の障害者施策の基本理念と取り組みについての御質問でございますが、長和町の障害福祉の施策につきましては、平成30年3月に策定をいたしました障害者基本法に基づく障害者施策の基本的な計画として位置づけられている第2次長和町障害者基本計画と障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の提供体制に関する計画の第5期長和町障害福祉計画、第1期長和町障害児童福祉計画に沿って施策を進めております。

これらの計画は、「森のささやき 清らかな流れ 悠久の歴史 未来へ輝く美しの郷」を町の将来像として掲げている第2次長和町長期総合計画の、保健・医療・福祉・子育て分野における健康で笑顔あふれる安心なまちづくりの実現を目指すため、障害のある人もない人も、みんなが互いのことを大切にして、みんなで助け合い誰もが社会を構成する一員として地域で暮らすため、ノーマライゼーション——障害があってもなくても、誰でも社会の一員としてあらゆる活動に参加できることが普通であるという考え方です——と、リハビリテーション——障害者の生活の質を最大限に高め、その人らしく生きる権利の回復を図るために、医学的・社会的・教育的・職業的アプローチを組み合わせ、かつ相互に調整して用いられる実際の援助、あるいはそうした理念——の理念のもと、障害者が自らの能力を最大限に発揮し、その人らしく自立した生活を送れることを基本理念としております。

また、第2次長和町障害者基本計画における主な取り組みといたしましては、1つ目としまして、啓発、交流施策では、広報啓発活動や障害者を支える地域福祉活動の推進、2つ目として、生活支援施策では、相談支援体制、福祉サービス等の充実、3番目として、生活環境施策では、災害時の支援体制の充実、移動支援対策の充実、4番目として、権利擁護施策では、権利擁護施策の充実や支援体制の充実、5つ目として、社会参加施策では、社会参加の促進やスポーツ・レクリエーション、文化活動等の充実、6番目として、保健、医療施策では、障害の発見のための早期の相談の充実、医療的ケアを要する障害児に対する支援、7つ目として、障害児療育施策では、障害児の療育体制の充実、それから8番目として、総合的施策では、保健・医療・福祉・教育の連携による総合支援を重点施策として、各関係機関と連携をとりながら取り組んでいるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 宮沢清治議員。

○5番（宮沢清治君） 町では、第1次障害者基本計画が平成29年度で満了を迎え、現在第2次障害者基本計画に移行しています。障害者福祉計画も5期目、障害児福祉計画は第1期目としてスタートしております。

新計画を策定するに当たり、平成29年11月、障害をお持ちの方を対象にアンケートでの調査を行っています。内容を見ますと、障害をお持ちの方にしかわからない悩みなど顕著にあらわれておりました。このアンケート結果に対する所見を伺います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） アンケート調査とその結果に対する所見についての御質問ござい

ますが、このアンケート調査は、先ほど議員さんがおっしゃられたように、平成30年3月に策定をいたしました第2次長和町障害者基本計画等の策定に当たり、各種手帳をお持ちの方499人を対象に、生活状況や障害福祉サービスの必要性等に対する御意見を把握をして、その結果を各種計画に反映させ、実効性の高い計画とすることを目的として実施させていただきました。

アンケート結果に対する所見といたしましては、例えば、権利擁護に関する項目で、「障害があることで、困ったり嫌な思いを経験したことがありますか」との質問に対し、「いいえ」と回答した方が回答者278名のうち187人、67.3%と一番多かったことはよかったですと思いますが、その反面、「ある」と回答した方も62名、22.3%おり、その中で、「どんなような場所でそれを感じたか」という問いに対して、外出先、住んでいる地域との回答が上位でございました。

このことから、障害に対する理解が地域においてはまだ十分ではなく、そのことで障害者が生活する上で不便を抱えている状況が伺えます。

また、障害者が悩み事を相談する相談先に関する質問では、家族や親戚との回答が全体の36.2%と最も多く、次に病院や診療所、教育機関と続いております。

また、今後福祉や生活に関する相談支援体制としてどのようなことを希望するかとの質問に対し、「どこに相談したらいいのか」、「身近な地域で相談できるように」、「相談窓口を一本化」との回答が上位でございました。

このことから、何か困ったことがある場合に、すぐに相談できる場所や体制を確保することが求められているということが伺えます。

障害者を取り巻く障害者福祉制度は、2003年4月に障害のある方の自己決定に基づくサービス利用の支援費制度導入により、行政がサービスの利用内容等を決めていた従前の指置制度から大きく転換され、その後、さまざまな改正等の法整備が進められ、現在は、障害者権利条約が採用されまして、社会モデルの考え方や合理的配慮の概念が取り入れられた障害者基本法、障害者総合支援法や障害者差別解消法に基づいて障害者支援を展開しており、障害者を取り巻く法律や福祉サービスの整備は整いつつありますが、先ほどのアンケートからも伺えますが、長和町におきましては、まだまだ障害者への理解や福祉サービスの整備が必要であると認識をしており、今後も対応していかねばならないというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 宮沢清治議員。

○5番（宮沢清治君） 旧計画と比べ、変更となった施策、強化して行く施策は何かということについて伺います。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、変更になった施策、強化して行く施策についての御質問ですが、最初に障害者基本法に基づきます障害者基本計画につきましては、旧計画の基

本的視点や施策体系を継承しながら充実を図る内容としている中で、保健・医療施策分野の重点施策として「医療的ケアを要する障害児に対する支援」を新たに施策として盛り込みませていただきました。

これは、全国的に医療技術の進歩等を背景としまして、長期入院後も引き続き医療的ケアが必要な障害児がふえていることから、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を行う機関との連携調整を行うための体制整備について、必要な措置を講じるものでございます。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づきます障害者福祉計画（5期）及び障害児計画（第1期）につきましては、旧計画の進捗状況及びその評価を行い、各成果目標の数値を変更しております。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児支援の提供体制の整備等を新たな目標に掲げ、地域包括ケアシステムの構築と障害児支援体制の強化を図ってまいります。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築につきましては、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たって、行政や関係機関による一体的な取り組みの推進に加え、地域住民の理解を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的な社会の実現に向けた協議の場を計画期間内——令和2年度内ですけど——に設置することを成果目標として掲げさせていただいております。

障害児支援の提供体制の整備につきましては、障害児支援に必要なサービス提供体制の整備を上小圏域として構築するため、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援体制の構築、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の拠点整備、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置をするという、3点についての成果目標とさせていただいております。

○議長（田村孝浩君） 宮沢清治議員。

○5番（宮沢清治君） 新計画はアンケート結果も考慮しながら策定されたことと思います。建物などにおけるバリアフリーもそうですが、住民の意識におけるバリアフリーというものも当然必要となってくると思います。

アンケート結果では、障害をお持ちの方が広く理解されているとは言いがたく、新たな施策の必要性も感じました。

人々の意識を変えるために、どのような対策を今後とっていくのかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 障害をお持ちの方が広く理解されるための対策についての御質問ですが、障害をお持ちの方に対する心のバリアフリーに関しましては、障害や障害をお持ちの方を正しく理解することが不可欠と考えております。

町の障害者基本計画においては、広報啓発活動の推進を重点施策と位置づけており、広報誌等を使った広報や、役場や支所等でのポスターの掲示、また、地域の誰もが障害者とともに生きるサポーターとなってもらい取り組みとして「あいサポーター研修」等、各種研修会を通して、障害や障害者への理解、心のバリアフリーを推進してまいりましたが、議員のおっしゃるとおり、まだまだ十分とは言えない状況にあります。

今後も、あらゆる機会を捉えての広報啓発活動の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 宮沢清治議員。

○5番（宮沢清治君） 次の質問なのですが、権利条約や基本法律で重要視されているものに障害者当事者の自己決定権があります。

障害者福祉計画の今後の見直し、障害者に関することにおいて新たに施策をつくる等が出てくると思いますが、その中で障害をお持ちの方はどうのように参画できるのか。アンケートではつかめない実際に障害をお持ちの方の生の声を反映させて、今後の見直し等に生かすべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 各種障害に関する計画策定や障害施策に障害をお持ちの方の参画や声を反映させることについての御質問ですが、各種計画等を策定するに当たりましては、各要綱に基づきまして障害者計画等策定委員会を設置し、対応しているところでございます。

その委員としましては、町の議会、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、支援施設の関係者のほか、身体・知的・精神の3障害の団体、団体と言いましても、当事者の方もいらっしゃればその御家族の方という場合もございます。団体からも委員として計画策定にかかわっていただき、それぞれの視点から、アンケート調査に関する項目の検討や、施策の策定に関する御意見をいただきながら、計画を策定させていただいております。

今後につきましても、計画の策定見直しや各種施策を検討するに当たりましては、委員として参画をしていただいたり、障害をお持ちの方の声をアンケートや障害をお持ちの方と接する機会——直接、接する機会があります。例えばですけど、窓口での相談、サービス調整をする機会等を通してお聞きし、計画や施策に反映をさせていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 宮沢清治議員。

○5番（宮沢清治君） 次に、厚生労働省が1つの省令を公布しました。それによると、現在の紙製の障害者手帳は大きくて運びが不便という声が寄せられたのを受けて、身体障害者手帳、あるいは精神障害者保健福祉手帳のカード化がこの4月1日から各自治体の判断でできるようになりました。カード化は義務ではなく、個々の自治体が当事者のニーズなどを踏まえてどち

らか選択できるようになります。本人や家族が希望すれば、紙製の手帳をこれまでどおり使い続けていくことも可能だとのことであります。

この障害者手帳等の発行主体は長野県であります。県からこれに関して動きはあったのか。また、カード化すれば従来の手帳より耐久性に優れている点、小さくて持ち運びやすくなる点等メリットがあり、医療機関も確認作業が短時間で済むなどメリットがあります。具体化すれば、町として積極的に当該者に進めてほしいと思いたしますがいかがでございましょうか。伺います。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 障害者手帳のカード化についての御質問かと思いたしますが、障害者手帳のカード化につきましては、身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令等により、議員のおっしゃるとおり障害者手帳のカード化が可能となりました。

議員さんのおっしゃるとおり、各障害者手帳の発行主体は長野県であります。今回の障害者手帳のカード化は義務化するものでなく、自治体——要は県です——において十分な検討をした上で実施となるというふうに思っております。

今回の障害者手帳のカード化につきましては、今のところ県の方針等についての通達はありませんが、先日、県の担当者に確認をさせていただいたところ、障害者手帳のカード化に向けて現在検討中とのことでしたので、町としましては、カード化についての情報等があれば広報等で情報提供をさせていただき、県の方針に従い、適正に事務処理を行なってまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 宮沢清治議員。

○5番（宮沢清治君） それでは、最後の質問になります。関連で、障害者支援施設を運営する社会福祉法人縦ノ木福祉会の一施設である「山の子学園共同村」の移設問題について触れます。

利用者の高齢化や施設の老朽化による建てかえに伴い、大門美し松からの移転について町への協力依頼があり、町として関係者と検討を行い、古町ぶらっと、古町ゲートボール場、医師住宅の敷地を移転候補地とすること。また、古町公民館を含めた一体的整備についても併せて進めることを検討されております。

これに関連して、平成30年10月と平成31年3月の2回、地元古町地区で説明会が開催されました。

説明会では、参加者から肯定的な御意見や否定的な御意見等が出されておりましたが、これらの御意見を踏まえ、また地元住民の皆様からの御意見等を伺いながら、今後も町として適切に事業を進めて行きたいということでありました。

10月の説明会は、参加者14名、施設の移設問題だけの説明会であったようではありますが、

翌年3月には古町中央公民館を含む整備事業に変更されております。その変更までの経過説明と、公民館を含めた一体的整備をするその意図はどこにあるのか。

また、過去2回の説明会が開催されましたが、住民に知ってもらうことが中心の説明会、これにしては資料・参加者とも不十分と感じております。今後も、地元住民への丁寧な説明会を開催する必要があると思いますので、併せてお伺いをいたします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 社会福祉法人樅の木福祉会が設置・運営をする障害者施設「山の子学園共同村」の移転と、古町公民館の一体的整備に関する御質問でございますが、山の子学園共同村は、旧長門町時代の昭和52年に、社会福祉法人樅の木福祉会によって、大門美し松地区に、主に知的障害者の入所施設として設置、運営をされてまいりました。この間、40年余の長きにわたり、町の障害福祉に関するさまざまな施策を中心に実施をしていただいております。今では長和町になくはない存在となっておりますのでございます。

平成30年1月に、施設を運営する樅の木福祉会様より、町に施設の老朽化や利用者の高齢化等により、施設の建てかえをするのに伴い、新しい移転先の確保に御協力をいただきたいとの話があり、町としましては、先ほど申し上げましたとおり、山の子学園共同村は今後も町の障害福祉の推進等を図るにはなくてはならない施設であることから、この依頼を受けまして、先ほど議員からもお話ございました町の所有地の調査・検討を行い、古町ぶらっと、古町ゲートボール場、医師住宅の敷地を新たな移転候補地として選定をしたいと考えました。

そこで、平成30年10月22日に、古町自治会会長、寺下自治会会長、候補地に隣接している桜町区、それから藤見町区の住民を対象とした住民説明会を開催をしまして、山の子学園共同村の移転について説明と皆様からの御理解をいただき、事業を進めることといたしました。

この説明会の中で、初めて山の子学園共同村の移転候補地に隣接する古町公民館について耐用年数が迫っており、近い将来に整備をする必要があることから、古町公民館を含めた一体的整備について課題が出され、町としましては山の子学園共同村と古町公民館の一体的整備について関係部署と協議を重ねた結果、古町公民館は耐用年数が迫っており、近い将来に再整備が必要であること。今、山の子学園共同村と一体的に整備することで有利な財源が活用できること。それから、一体的な施設となることで、365日24時間、山の子学園共同村の職員さんがいることで、住民の皆さんにとって、今以上に利用しやすい施設となり、災害時の対応も迅速にできること等の理由から、町としましては、一体的整備を進めるということで古町公民館の整備については古町地区の皆様御理解と御協力が必要なため、平成31年3月7日に、古町地区を対象とした住民説明会を開催をし、まずは山の子学園共同村と古町公民館を一体的に整備するに至った経過等を説明をさせていただきました。

なお、両説明会の内容につきましては、10月22日については桜町区・藤見町区、それから3月7日につきましては古町地区の皆様へ全戸配布によりお知らせをさせていただきました。

説明会の中では、参加された皆様からは、さまざまな御質問、御意見等が出されました。今後は、より詳細な資料を、設計図、タイムスケジュール、建設費やその財源等住民の皆様を示しながら事業を進めることに御理解をいただきましたので、今後も適切に事務を進めてまいりたいというふうに思っております。

議員の皆様におかれましては、この事業に対しまして御理解と御協力を改めてお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 宮沢清治議員。

○5番（宮沢清治君） 町の障害者福祉施策について、るる伺ってまいりましたが、社会環境の改善や法制度の整備は進んでいるものの、今なお障害をお持ちの方にとって、日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物や制度、慣行、観念など社会的障壁がいまだ多く存在しているのが現状のようであります。

さまざまな社会障壁を一つ一つ除去することにより、自己の持つ能力や生きる力を十分に発揮し、障害をお持ちの方が住み慣れた地域で、みずからの意志で、みずから望む暮らし方を選択し、実現できるよう支援することが重要と考えます。

町では、障害の有無にかかわらず、自立して社会に参加し、支え合う、ともに生きる地域社会の実現に向けて、社会福祉協議会を初め関係機関との連携のもと、多様な福祉施策が整い、実施されております。よい施策があっても、それを理解し、活用していただかないと絵にかいた餅ということになりかねません。

福祉施策について、さまざまな手段を用いてさらに周知・啓発をお願いして、今回を質問で終わります。

○議長（田村孝浩君） 以上で、5番、宮沢清治議員の一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（田村孝浩君） 以上で、一般質問は全て終了いたしました。

ここで、お諮りいたします。6月13日、議会の3回定例会を予定しておりますが、開会時刻を午前9時からといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、6月13日の本会議につきましては、午前9時から開会いたしたいと存じます。

以上をもちまして、本日の予定した会議は終了いたしました。

会議を閉じ、散会といたします。御苦労さまでした。

散 会 午後 2時35分

第 3 号

(6 月 13 日)

議 事 日 程

令和元年 6月13日

午前 9時00分 開議

長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 議案第39号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 2 議案第40号 長和町資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 3 議案第41号 令和元年度長和町一般会計補正予算(第1号)について
(町長提出)
- 日程第 4 議案第42号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について
(町長提出)
- 日程第 5 議案第43号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
(町長提出)
- 日程第 6 議案第44号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算(第1号)について
(町長提出)
- 日程第 7 陳情第 3号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書採択を求める陳情

追 加 議 事 日 程 (第 3 号の追加 1)

令和元年 6 月 13 日
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 意見書第 2 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

(議員提出)

令和元年長和町議会6月定例会（第3号）

令和元年6月13日 午前 9時00分開議

出席議員（10名）

| | | | |
|----|----------|-----|----------|
| 1番 | 佐藤 恵一 議員 | 2番 | 渡辺 久人 議員 |
| 3番 | 田福 光規 議員 | 4番 | 森田 公明 議員 |
| 5番 | 宮沢 清治 議員 | 6番 | 伊藤 栄雄 議員 |
| 7番 | 柳澤 貞司 議員 | 8番 | 小川 純夫 議員 |
| 9番 | 羽田 公夫 議員 | 10番 | 田村 孝浩 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------|----------|--------------|----------|
| 町 長 | 羽田 健一郎 君 | 副 町 長 | 高見沢 高明 君 |
| 教 育 長 | 辰野 登志男 君 | 総 務 課 長 | 金山 睦夫 君 |
| 企画財政課長 | 藤田 仁史 君 | 建設水道課長 | 龍野 正広 君 |
| 建設水道課専門幹 | 上野 公一 君 | こども健康推進課長 | 長井 剛 君 |
| 町民福祉課長 | 藤田 孝 君 | 情報広報課長兼会計管理者 | 城内 秀樹 君 |
| 産業振興課長 | 藤田 健司 君 | 教 育 課 長 | 宮阪 和幸 君 |
| 教育課専門幹 | 大竹 幸恵 君 | 総務課長補佐 | 小林 義明 君 |

議会事務局出席者

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 中原 良雄 君 | 議会事務局書記 | 宮澤 志緒 君 |
|---------|---------|---------|---------|

◎開議の宣告

○議長（田村孝浩君） おはようございます。

長和町議会第2回定例会を再開します。

ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第39号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第2 議案第40号 長和町資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

○議長（田村孝浩君） 日程第1 議案第39号から日程第2 議案第40号までを一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

宮沢総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（宮沢清治君） 総務経済常任委員会は、令和元年6月7日、全委員出席のもと、今定例会に提案され、委員会付託となりました案件について審査を行いました。議長の指示に従い、順次結果を御報告いたします。

議案第39号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定について、担当者からの説明の後、質疑応答を行いました。質疑・討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号 長和町資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定について、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

委員より、この条例の内容だと森林譲与税だけに限定されてしまうが、幅広い意味を加えて、森林整備に活用できるようにすべきではないか。また、条例の用途を、国からの森林譲与税に限るといった文言が必要ではないかの問いに、県より上小地区は足並みをそろえて、この条例を制定すると指示があったため、森林譲与税に限る条例として理解いただきたいし、用途の内容は国からの方針を示したものである。

町がどういった形で森林を守っていくか、しっかり管理していく体制を整えなければならな

いと考える。森林環境譲与税というシステムを取り入れ、上小管内で一体となり取り組みながら活用していくことになる。

また、委員が言われるようにさまざまなケースが想定されるので、段階的に様子を見ながら、修正等の必要があれば検討していくとの答弁。

要望といたしまして、町民の安全安心を考え、万全な治山治水が必要。今回の基金を有効活用してほしいとの要望がありました。

報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長報告が終わりました。

日程第1 議案第39号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第40号 長和町資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第41号 令和元年度長和町一般会計補正予算（第1号）について

（町長提出）

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第3 議案第41号 令和元年度長和町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、審議に付します。

まず、総務経済常任委員会に付託された、総務課、企画財政課、産業振興課、建設水道課の所管する補正予算について、委員長報告を求めます。

宮沢総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（宮沢清治君） 議案第41号 令和元年度長和町一般会計補正予算（第1号）について、建設水道課、総務課、産業振興課、企画財政課の所管する補正予算について、審査結果を御報告いたします。

担当課説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

初めに、建設水道課より御報告いたします。

建設耕地係。公有財産購入費5,000円の根拠はの問いに、当初予算で5万円計上している。平米当たり固定資産税額の7,182円を該当箇所の面積7.61平米に乗じて算出し、5万4,655円となる。当初予算の不足分を補正でお願いしたいとのこと。

委員より、場所はどこかの問いに、柳澤造園西側の山林である。柳澤造園の裏にある道路だが、個人名義の土地になっており、その部分を買いたいと考えている。町の名義にしておかないと補助事業を実施することができないことになるとの答弁。

次に、産業振興課について御報告をいたします。

林務係。森林譲与税600万円は国から交付され、町の基金として積み立てる解釈でよいか。また、積み立てるメリットは何かの問いに、解釈のとおりである。メリットは、4月に国から施行された森林管理システムの導入に際し、管理できていない森林の管理を行うことに資することが一番のメリットであると考えたとの答弁。

委員より、地主がわからない山林、敷地、宅地にある木は対象になるのかの問いに、整備する対象森林を選定し、区域を決め、戦略的に考えていく。また、所有者については、所有者や相続人に管理をどうするかを意向を確認し対応していく。なお、森林以外は対象外であるとのこと。

委員より、既存の林班図には私有地の記載があるのではないかと。改めて委託をし調査させるのかの問いに、既存の林班図と地籍図を用いて整備をしていくため、新たに林班図を作成するわけではないとのこと。

委員より、職員の足で調査を実施するのかの問いに、長和町の山を一番よく知っている上小森林組合と協力しながら実施していくとのこと。

委員より、具体的な事業の見直しは立っているのかの問いに、長野県より出されている方針が示されているので、制度に沿って進めていくとの答弁。

委員より、いつから実施するののかの問いに、上小地区は来年度から計画する区域の選定を始める予定であるとのこと。

委員より、所有者がどこに住んでいるかわからない場合はどうするののかの問いに、調査すれば把握できるので、所有者の意向を確認しながら進めていくことになるとのこと。

要望といたしまして2件ございました。

まず初めに、調査と整備を確実にを行い、次世代につなぐ森林を育ててほしい。

2番目、道路沿いや電線などにかかっている樹木についても調査をし、整備してほしいとの要望がございました。

次に、企画財政課について御報告いたします。

財政係。予備費に上限はあるのか。また、予備費の充用についての概念はあるのかの問いに、予備費の上限は予算計上額となるが、予想外の支出が生じた場合において、全て使い切ってしまうことのないように留意をしている。

年度途中で新規事業や追加予算の財源となる一般財源が不足した場合に、町長の決裁により予備費を充てることができるが、決算時において充用ということがなくなり、形式上きれいに見えることから、予算の補正を行うものであるとのこと。

委員より、257万5,000円が減額となった原因は何かの問いに、民生費の介護保険特別会計繰出金の財源の4分の1が町負担分となっており、117万1,000円、農林水産業費の町単耕地改良工事60万円、土木総務費の財産管理に伴う委託料42万円が主な理由となっているとのこと。

なお、総務課・総務係にかかわる事項については質疑応答がありませんでした。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 次に、社会文教常任委員会に付託された、町民福祉課、こども健康推進課、教育課の所管する補正予算について、委員長報告を求めます。

森田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（森田公明君） 社会文教常任委員会は、去る6月6日に委員会を開催し、今定例会に提案され、社会文教常任委員会に付託された各議案について審査を行いました。議長の指示に従い、順次御報告いたします。

議案第41号 令和元年度長和町一般会計補正予算（第1号）についてのうち、町民福祉課、教育課及びこども健康推進課が所管する民生費、衛生費、教育費及び関係歳入について、審査を行った結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

まず、町民福祉課にかかわる事項です。

福祉係。委員より、プレミアム付商品券事業について、国庫補助10分の10とのことだが、負担金は全て国で補助してもらえるのかの問いに、非課税世帯1,700件、3歳未満のお子さんのいる世帯100件分を計上した。対象者には、額面2万5,000円の商品券を2万円で購入していただき、町が5,000円分を負担する仕組みとなっており、町の負担分については国の補助となるとの答弁でした。

委員より、負担金が余ることはあるかの問いに、予算はあくまで最大値を見込んで計上しているため、最終的に余剰金が発生した場合は補正で対応する予定であるとの回答でした。

委員より、商品券を使用できる店舗は町内の業者か。また、商工会に加盟している会員だけかの問いに、商工会への加入、非加入にかかわらず、町内に店舗や事業所を有する業者を対象に募集を呼びかけ、応募していただいた店舗で商品券を使用できるようにしたい。また、商工会にも協力をいただきながら対応したいと考えているとの回答でした。

なお、高齢者支援係にかかわる事項への質疑はありませんでした。

次に、教育課にかかわる事項です。

文化財係。委員より、平成30年度事業で製作した日本遺産モニュメントは何基で、幾らかかって、その財源は何かの問いに、モニュメントは全部で15基製作し、約380万円かかった。財源は、4分の3が補助される県の地域発元気づくり支援金を活用したとの回答でした。

次に、こども健康推進課にかかわる事項です。

健康づくり係。委員より、今年度、大人の風疹の予防接種の対象者は何人いるかの問いに、220名近くいるとの回答でした。

なお、子育て支援係、和田保育園にかかわる事項への質疑はありませんでした。

議案第41号についての報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

補正予算（第1号）について

（町長提出）

◎日程第5 議案第43号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

（町長提出）

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第4 議案第42号から日程第5 議案第43号までを一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長報告を求めます。

森田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（森田公明君） 議案第42号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

委員より、保険証と高齢受給者証が一体化されることにより、被保険者にどのような影響があるかの問いに、70歳から74歳の方は自己負担の割合が3割から下がり、保険証とは別に、それを表記した高齢受給者証を発行している。これを保険証と一体化することにより、保険証と高齢受給者証の2つを持つ負担がなくなり、医療機関にとっても保険証のみで自己負担割合が確認できるので、事務手続の負担が減るメリットがあるとの回答でした。

委員より、国でマイナンバーカードと保険証を一体化する話があるが、それについての情報はあるかの問いに、情報としては承知しているが、まだ細かい中身については情報が来っていない。国の動向を注視したいとの回答でした。

頻繁に制度を変え、その都度システム改修を行うので、筋道を立てた上で制度改正をするよう国に要望してほしいという要望が出されました。

議案第42号についての報告は以上です。

議案第43号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段質疑・討論なく、採決の結果、議案第43号は全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長報告を終わります。

日程第4 議案第42号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。
（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第43号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。
（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第44号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算（第1号）
について

（町長提出）

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第6 議案第44号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

宮沢総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（宮沢清治君） 御報告いたします。

議案第44号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算（第1号）について、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。質疑・討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(田村孝浩君) 全員賛成。議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第7 陳情第3号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書採択を求める陳情

○議長(田村孝浩君) 次に、日程第7 陳情第3号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書採択を求める陳情は、お手元に配付のとおり、総務経済常任委員長より閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

理由は、陳情内容における背景及び趣旨について、さらに資料を求め審査する必要があるためです。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることについて御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、陳情第3号は閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前 9時22分

再 開 午前 9時22分

○議長(田村孝浩君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議員から追加案件が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 御異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

ただいま追加した議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決したいと存じます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 御異議なしと認め、追加した議案は、本日即決することに決定をいたしました。

◎日程第1 意見書案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

(議員提出)

○議長(田村孝浩君) 追加議事日程第1 意見書案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を上程いたします。

上程されました議案について、柳澤貞司議員より提案理由の説明を求めます。

柳澤貞司議員。

○7番(柳澤貞司君) それでは、意見書第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について説明を申し上げます。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な対策が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたところでございます。

当町においても、近年では、道路改良事業を初め、水道事業、鷹山遺跡保存事業、有機性廃棄物リサイクル推進施設建設、和田診療所の整備事業など、さまざまな事業に過疎債を充て、実施してまいりました。

しかし、著しい人口減少、高齢化の進展、また厳しい財政推計など、依然、過疎対策法の目的が達成されたとはいがたい状況でございます。

全国の過疎地域は、国土の過半を占めており、環境保全など、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能は国民共有の財産でございます。こうした国民共有の財産を維持するとともに、長和町を含めた過疎地域の住民が安全安心に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市を含めた国民全体の安心安全な生活に寄与するものでございます。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月をもって失効することとなりますが、新たに過疎対策法の制定により、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化することを求めるものでございます。

詳細につきましては、意見書をごらんいただければと思います。

以上、申し上げましたが、趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(田村孝浩君) 以上で、提案理由の説明が終わりました。

意見書案第2号についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 討論を終わります。

これより意見書案第2号を採決いたします。

意見書案第2号について、原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(田村孝浩君) 全員賛成。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(田村孝浩君) 以上で、本6月定例会に提出された案件は全て終了をいたしました。

したがって、令和元年6月長和町議会第2回定例会を閉会といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 御異議なしと認め、令和元年6月長和町議会第2回定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

閉 会 午前 9時27分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長 田村孝浩

長和町議会議員 宮沢清治

長和町議会議員 羽田公夫

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長

長和町議会議員

長和町議会議員